

# 平成21年第7回佐渡市議会定例会会議録（第1号）

平成21年12月3日（木曜日）

## 議事日程（第1号）

平成21年12月3日（木）午前10時00分開会・開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 議案第188号から議案第227号
- 第 6 請願第8号から請願第10号

## 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

## 出席議員（27名）

1番	松本正勝君	2番	中川直美君
3番	中村剛一君	4番	白杵克身君
5番	金田淳一君	7番	廣瀬擁君
8番	小田純一君	9番	小杉邦男君
10番	大桃一浩君	11番	中川隆一君
12番	岩崎隆寿君	13番	中村良夫君
14番	若林直樹君	15番	田中文夫君
16番	金子健治君	17番	村川四郎君
18番	佐藤孝君	19番	金光英晴君
20番	猪股文彦君	21番	川上龍一君
22番	本間千佳子君	23番	金子克己君
24番	根岸勇雄君	25番	近藤和義君
26番	祝優雄君	27番	加賀博昭君
28番	竹内道廣君		

## 欠席議員（1名）

6番 浜田正敏君

## 地方自治法第121条の規定により出席した者

市長 高野宏一郎君 副市長 甲斐元也君

會計管理者	本 間 佳 子 君	總務部長	齋 藤 英 夫 君
企画財政部長	齋 藤 元 彦 君	市民環境部長	金 子 優 君
福祉保健部長	佐々木 正 雄 君	産業観光部長	金 子 晴 夫 君
建設部長	田 畑 孝 雄 君	総務部長(総務課長)	中 川 義 彦 君
企画財政部長(財政課長)	本 間 進 治 君	市民環境部長(下環境課長)	木 下 良 則 君
福祉保健部長(社会福祉課)	新 井 一 仁 君	産業観光部長(観光課長)	計 良 範 龍 君
建設部長(建設課)	渡 邊 正 人 君	教育長	渡 邊 剛 忠 君
教育次長	山 本 充 彦 君	両津病院院長	菊 地 賢 一 君
選挙管理委員会事務局長	藤 井 雄 一 君	監査委員局長	鹿 野 義 廣 君
農業委員会事務局長	伊 藤 將 美 君	消防長	加 藤 貴 一 君
総務部(行政改革課)	佐 藤 金 満 君	福祉保健部長(高齢福祉課)	佐 藤 一 郎 君
福祉保健部(健康推進課)	川 上 博 司 君		

事務局職員出席者

事務局長	山 田 富 巳 夫 君	事務局次長	池 昌 映 君
議事調査係	中 川 雅 史 君	議事係	谷 川 直 樹 君

午前10時00分 開会・開議

- 議長（竹内道廣君） おはようございます。ただいまの出席議員数は27名であります。定足数に達しておりますので、平成21年第7回佐渡市議会定例会を開会をいたします。  
これより本日の会議を開きます。
- 

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（竹内道廣君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
今期定例会の会議録署名議員は、佐渡市議会会議規則第80条の規定により、7番、廣瀬擁君及び8番、小田純一君を指名をいたします。
- 

#### 日程第2 会期の決定

- 議長（竹内道廣君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。  
今期定例会の会期及び日程については議会運営委員長の報告を求めます。  
金光議会運営委員長。

〔議会運営委員長 金光英晴君登壇〕

- 議会運営委員長（金光英晴君） おはようございます。今12月定例会の会期日程についてご報告いたします。

去る12月1日に議会運営委員会を開催し、12月定例会の会期日程について協議いたしました。その結果についてご報告いたします。

会期につきましては、本日12月3日から12月22日までの20日間といたします。

日程につきましては、お手元に配付の12月定例会市議会会期日程表をごらんください。

本日12月3日、本会議。この後、議案の上程、提案理由の説明、議案質疑、議案等の委員会付託を行います。議会報編集特別委員会を午後1時から第3委員会室で、各派代表者会議を本会議終了後第2委員会室で開催いたします。

あす4日金曜日は特別委員会とし、午前中は行財政改革特別委員会、午後は決算審査特別委員会といたします。

来週7日月曜日から11日金曜日までが一般質問となります。質問者は18名であります。なお、11日には一般質問終了後追加議案の上程が予定されております。また、本会議終了次第議員全員協議会を開催いたします。

委員会審査は、14日月曜日から17日木曜までとします。

18日金曜日は、午前中は決算特別委員会、午後は各派代表者会議としますが、午後3時を目途に決算審査特別委員長報告書の配付といたします。

21日月曜日は、午前10時から議員全員協議会を開催し、午後3時には常任委員長報告書の配付、その後議会運営委員会の開催とします。

そして、翌日22日火曜日が最終日となります。なお、最終日の本会議は午後1時30分の開会といたします。

以上であります。

○議長（竹内道廣君） ただいまの議会運営委員長の報告に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいまの議会運営委員長の報告のとおり今期定例会の会期は、本日から12月22日までの20日間といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は20日間と決定をいたしました。

---

### 日程第3 諸般の報告

○議長（竹内道廣君） 日程第3、諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付した資料のとおりであります。朗読は省略をいたします。

---

### 日程第4 行政報告

○議長（竹内道廣君） 日程第4、行政報告並びにその他の報告事項について一括して市長から報告を求めます。

高野市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） おはようございます。

平成21年第7回市議会定例会に当たりまして、平成21年第5回市議会定例会以降の行政経過からご報告申し上げます。

第64回国民体育大会トキめき新潟国体についてご報告申し上げます。45年ぶりの新潟開催となった第64回国民体育大会トキめき新潟国体は、佐渡会場においては9月の27日から10月5日にかけて軟式野球、バスケットボール、ソフトバレーボール、グラウンドゴルフの4つの競技に全国から約1,000人の選手、監督、応援団の皆様を迎え開催され、無事終了することができました。全国各地から参加された方々からは、温かいもてなしに対して多くの賛辞やお礼の言葉をちょうだいしております。これもひとえに準備段階から開催まで競技役員、ボランティア、地域での取り組み等長期間にわたりさまざまな部分で大会を支えていただいた多くの皆様のご理解と協力のたまものと感謝しております。改めて厚く御礼申し上げる次第であります。

その他の報告事項を申し上げます。報告第19号から報告第24号までの6件の専決処分につきましては、議会の委任事項であります損害賠償を専決いたしましたので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものであります。

以上で行政報告並びにその他の報告事件について説明を終わります。

○議長（竹内道廣君） ただいまの市長報告のうち報告第19号から報告第24号までに対する質疑を許します。

中川隆一君。

○11番（中川隆一君） 報告の19号の専決処分ですか、この中に報告書の3ページのところの損害賠償のところになります。事故の状況というところで、公用車でデイサービスセンター利用者を自宅まで送る際、利用者宅前の坂道（私道）に停車をし、運転手が降車したところ、公用車が後方に動き出し、向かいのがけへ転落した。その際公用車が電柱支線に接触したことにより、電柱アームを損壊したものとなっているんですけれども、これ今の文読みますと、利用者を自宅まで送る際、自宅の前に着いて、運転手がおりたときに車が後ろに下がった。で転落したとなっておるといふふうにとれるのですけれども、そうすると利用者のけがみたいなもの、これ読むと利用者がまだ車の中におったように読み取れるのですけれども、利用者はけがはされなかったのでしょうか。そここのところをちょっと聞かせてください。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

佐藤高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（佐藤一郎君） 議員のご質問にお答えをしたいと思います。

利用者は、この車の中にお二人いらっしゃいました。ですが、幸いなことにこの電線等に車のほうが接触してひっかかったために、その場で車はとまりまして、利用者のお二人の方にはけがはありませんでした。

以上です。

○議長（竹内道廣君） 中川隆一君。

○11番（中川隆一君） これ今のお話聞くと、結果的に車がひっかかってくれたおかげで利用者2人いたのだけれども、事なきを得たということなのではあるけれども、これは大変な問題だと思います。たまたまけがをされなかったから結果オーライみたいなことにはならないと思います。利用者が乗っていて、しかもデイサービス利用している方ですから、普通の健康者で若い方であれば、そういう状況になれば危ないといつて、自分で車から飛び出すことも可能かと思えますけれども、明らかに人の手をかりなければならないような方々が利用されていて、しかもそういう方々を運んでいる運転手が恐らくこれサイドブレーキ引かなかったのか何か知りません。普通私たちこういう大き目の車のときは、坂道停車すると、必ずサイドブレーキ引いた上輪どめをかけます、必ず。それが普通のルールです。ましてこういう人が利用される、体の不自由な、主に動かない方々が利用する車でサイドブレーキ引かなかったのだと思う。こんなことちょっとあり得ませんし、たまたまひっかかったからよかったという問題ではないと思います。

では、この運転をされていた方というか、の処分みたいのはどういう形になりました。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

齋藤総務部長。

○総務部長（齋藤英夫君） お答えをいたします。

今ほど中川議員ご指摘のとおり、これはうっかりとはいえ、大変な事故であったというふうに認識はしております。職員に対する処分ということではありますが、このことにつきましては、運転していた職員が臨時職員であるということもあつて、該当する職員については、懲戒処分の中の戒告処分を行いました。そして、管理監督の職にある高齢福祉課長については、訓告処分という形で対応させていただきました。

以上です。

○議長（竹内道廣君） 中川隆一君。

○11番（中川隆一君） 処分については、今ほどのご説明で十分わかりました。ただし、これはこういう報告、こういう書き方だと、要は確かに車が壊れた、もしくは何か破損したということで専決で処理しましたよということしかわからないです。これそのままいつものとおりだ、また事故起こしてとって素通りするのか、その乗っていた2名の方がもし何があったら、これ本当一大事です。たまたま乗っていた人に何もけがされなかったからよかったようなもので、こういう形ではなくて、やっぱりそういうことがあったというのはきっちり報告してもらわないと、けがをされなかったからそれでよかったのですかという話になります。たまたまです。ラッキーです。だけれども、こういうことがありましたので、次から気をつけるようにしますぐらいのやっぱり報告があつてしかりだと思えます。その利用されていた方がいや、こんな怖い目に遭ったのだよなんていうことになったら、やっぱりそれなりのまた問題になると思えますし、きっちりあったことはあったことで報告していただきたいなと思えます。

○議長（竹内道廣君） 中村良夫君。

○13番（中村良夫君） 今の中川隆一さんの関連した質疑です。ちょっとお聞きしたいのは、今質疑の中で大変な事故だったと。危機一髪というの、このことだというふうに思うのですけれども、幸いけが人が出なくて、乗っていた利用者というのですか、デイサービスの人に対してのけがなどなくて本当によかったですと思えます。1点、2点ぐらいお聞きしたいのですけれども、この西三川デイサービスセンターというのは、現在市の直営でやっているのかどうか。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

佐藤高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（佐藤一郎君） 議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

今西三川デイサービスセンター現在は直営業務として市が直営で行っております。

以上です。

○議長（竹内道廣君） 中村良夫君。

○13番（中村良夫君） 今確認の意味でお聞きしたのですけれども、市の直営でやっている、この西三川デイサービスセンター。今先ほど大変な事故で職員の方の処分だとか、いろいろあつたけど、こうだと言いましたけれども、それはそれとして大事なことなのだけれども、やっぱり佐渡市は福祉の仕事として、やはり責任があると思うのです。いろいろ調べてみますと、デイサービスセンターなど福祉的な仕事をしている、携わる人たちは、大変な苦勞をされている仕事をしていると、これはやっぱり1点言わせていただきたいのですけれども、今後事故が起こらないようにデイサービス業務内容も含めて、きちっと改善策をつくって私は示す必要があると思うのですけれども、この事故を通して改善策をつくったのかどうか。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

佐々木福祉保健部長。

○福祉保健部長（佐々木正雄君） お答えいたします。

そういう意味では、非常に大変な事故で職員の心構えもということもございまして、福祉保健部としていろいろこのデイもそうですし、保育所の送り迎えとか、そういうところで運転手さんをお願いしており

ます。これは委託をしたり、シルバー人材センター等にといいことで、市が直接運転をされている方について、いわゆる講習会をやらせていただきました。これが7月1日の事故だったのですが、7月27日に福祉保健部に関連する運転をされている方110名程度を招集しまして、西警察の交通課長さんから運転講習会をさせていただきました。

それと、直接の今の原因ですが、これにつきましては1人でやはり送り迎えをしていたということもありまして、その後につきましては、2人で送り迎えをするようにということで対応させていただいております。

○議長（竹内道廣君） 中村良夫君。

○13番（中村良夫君） 最後ですけれども、これなぜ聞くかという、今議会に保育園と一緒にこの西三川デイサービスセンターは指定管理者にこれ管理を行わせようとする重要な議案が提案されます。官から民へというお話もありますけれども、一つの行革だと思えますけれども、これ非常に大事な点であります。やはり交通事故を通して、デイサービスセンターなど、福祉など働く現場の業務内容などを含めて、きちんと今後二度と事故が起らないように努力すべきと、こういう指摘をして私の質疑を終わります。

○議長（竹内道廣君） 村川四郎君。

○17番（村川四郎君） 今の2人の議員の質疑を聞きながら、私もこの文章を見て、非常に疑問に思います。この文章の表現というのは、いかにも何か車が1人で動いた。過失度は100%とは書いてあっても、文章の内容から見ると、ほとんど過失がないような形の書き方なのです。この15ページの事故にしても、左側からの進入車はないということを確認しながら右側を確認したら左側から来た車がぶつかって過失が執行部の行政側のほうが多いというようなところで、何かこの文章の書き方自体が余り皆さん方に反省の色がないのではないかと。隠そうというような、過失度は大したことないのだというようなふうに見受けられるのですけれども、いかがですか。この文章を読んで、これとこの前のデイサービスの。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

齋藤総務部長。

○総務部長（齋藤英夫君） お答えをいたします。

今村川議員のご指摘でございますが、私どもとしては事実を事実としてお伝えするということでありまして。もちろん事故を起こした、そして過ちを犯したということにつきましては、十分反省しながら取り組んでいるというところでありますので、ぜひその辺のことにつきましては、ご理解願いたいというふうに思います。

以上です。

○議長（竹内道廣君） 村川四郎君。

○17番（村川四郎君） これをこの後警察署のほうから指導を受けたというのですけれども、わざわざ貴重な時間を割いて警察から指導を受けるような内容ではないと思います。全く初歩的なことです。

○議長（竹内道廣君） 岩崎隆寿君。

○12番（岩崎隆寿君） ただいまの報告第19号ですが、報告第21号を見ますと、同じ事故ではないかと思いますが、なぜこれ2つに分けたのでしょうか。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

齋藤総務部長。

○総務部長（齋藤英夫君） お答えをいたします。

この関係については、相手方がそれぞれ別であるということで、2つの件に分けて報告をさせていただいております。初めの案件につきましては、固有名詞だけ申しわけないのですが、電力会社でありますし、今回の9ページの関係につきましては、電話回線ということでありますので、その相手方が違うということで、2つに分けました。

以上です。

○議長（竹内道廣君） 加賀博昭君。

○27番（加賀博昭君） 今度の事件について、警察を呼んで講習会をやったというのです。そうではないでしょう。運転に関するマニュアルというものを持っておるのか持っておらぬのか。あるとすればそれに基づく運転管理というものを徹底しましたと。その内容はかくかくしかじかというものでなければならないのではない。ただ、漠然と警察を呼んで講習会をやったでは済まされない。そんな漠然とした問題ではないので、自動車を運転するには、運転するちゃんとルール、規則というものが運転者に課していなければならない。その点をどういうふうに吟味し、反省すべき点がどこにあったか。そして、それをどうしたかと、こういう報告がなければならぬ。議員もいろいろ質問しているの聞いておるのだけれども、自分の感情とか、そんなものばかりしゃべっておって、一番大事なことの確認がされていない。その点はどのようなのですか。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

佐々木福祉保健部長。

○福祉保健部長（佐々木正雄君） 今回福祉保健部のことが例になっておるもので、私のほうからまず答えさせていただきます。

正直その後同じ例にも保育園の関係がありまして、いろいろ福祉保健部でそういう交通事故とか、違反とかがあったものですから、まず今議員言われましたような交通に関する運転マニュアル的なものにつきましては、各施設あるいは保育所等も含めまして、再確認をさせてもらいました。それを再確認して、なおかつそれを徹底させるために先ほど申しました講習会をやらせていただいたというような順序づけでございます。

○議長（竹内道廣君） 加賀博昭君。

○27番（加賀博昭君） そのマニュアルを直ちに出示なさい、議会に。今ののでも乾かない、漠然とした話で。どういうマニュアルを持っておって、今回サイドブレーキを引かなかったというのは、そのうちのどれに該当するのか。マニュアルを出示なさい、議会へ。どうですか、出せますか、あるのですか。

○議長（竹内道廣君） 暫時休憩します。

午前10時24分 休憩

---

午前10時26分 再開

○議長（竹内道廣君） 再開します。

答弁を許します。

齋藤総務部長。

○総務部長（齋藤英夫君） それでは、改めてお答えをいたします。

私どもとしては、佐渡市役所安全運転管理規程というものがございまして、その管理規程に従いまして、運転者の義務、そして安全委員会の業務、そういったものについて定めております。それにのっとった形で日々の業務をしていただくように、そしてその安全運転管理規程に従った形で運行しているかどうかということについての点検をしたというところでありますので、よろしくお願いたします。

○議長（竹内道廣君） 加賀博昭君。

○27番（加賀博昭君） これ議長にもこの際言うておきますけれども、今答弁してはいますけれども、私の聞いておることに正確に答えていないのです。マニュアルがあって、そのマニュアルのどの部分に違反をしたために今回の事故が起きたのだと。これは、単にデイサービス関係者だけではなくて、車を運転する者すべてに課すべき義務なのです。それをどうして安全委員会がどうのこうの、そんなこと聞いているのではないのです。運転を実際にやっておる諸君に守らなければならない規定があって、それがどの部分が守られなかったから今度の事故が起きたと。その際そのマニュアルに基づいて徹底を期したというのかどうか。マニュアルさっき見せてもらいましたけれども、わけのわからぬようなマニュアルです。もしないのであれば、改めてつくる。それから、現在のものは議会へ出す。これ議長お願いしておきます。

○議長（竹内道廣君） 了解しました。いずれにしましても、報告書の書き方再考する必要があると思しますので、お願いします。

ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

---

#### 日程第5 議案第188号から議案第227号

○議長（竹内道廣君） 日程第5、議案第188号から議案第227号までを一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

高野市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） それでは、議案第188号から227号まで、一括してご説明申し上げます。

議案第188号 佐渡市教育文化振興基金条例の制定について、本案は同種の目的基金の整理統合を行うことにより、基金の運営をより円滑に行うため、佐渡市教育文化施設建設基金ほか4基金を廃止し、新たに佐渡市教育文化振興基金を設置するものであります。

議案第189号 佐渡市産業振興基金条例の制定について、本案は同種の目的基金の整理統合を行うことによって、基金の運用をより円滑に行うため、佐渡市中山間ふるさと・水と土保全基金ほか3基金を廃止し、新たに佐渡市産業振興基金を設置するものであります。

議案第190号 佐渡市ふるさと振興基金条例等を廃止する条例の制定について、本案は同種の目的基金の整理統合を行うことによって、基金の運営をより円滑に行うため、佐渡市ふるさと振興基金ほか8基金

を廃止し、佐渡市地域振興基金に統合するものであります。なお、佐渡市福祉保健センター「やすらぎ」運営基金については、佐渡市地域福祉基金に統合するものであります。

議案第191号 佐渡市平泉地域活性化センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について、本案は地域住民の民生の向上と福祉の増進に資する施設として設置していましたが平泉地域活性化センターを廃止し、地元自治会に譲渡することから、本条例を廃止するものであります。

議案第192号 佐渡市総合福祉センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について、本案は公共施設の管理運営の見直しにより、佐渡市総合福祉センターを廃止し、民間譲渡するため、本条例を廃止するものであります。

議案第193号 佐渡市赤泊福祉センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について、本案は公共施設の管理運営の見直しにより、佐渡市赤泊福祉センターを廃止し、民間譲渡するため、本条例を廃止するものであります。

議案第194号 佐渡市デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案は公共施設の管理運営の見直しにより、両津デイサービスセンター「しゃくなげ」、両津デイサービスセンター「たんぼぼ」、両津デイサービスセンター「いわゆり」、畑野デイサービスセンター「やわらぎの里」、小木デイサービスセンター「つくし」、赤泊デイサービスセンター「やすらぎ」を廃止し、民間譲渡するため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第195号 佐渡市短期入所施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について、本案は公共施設の管理運営の見直しにより、小木短期入所施設「つくし」を廃止し、民間譲渡するため、本条例を廃止するものであります。

議案第196号 佐渡市在宅介護支援センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について、本案は公共施設の管理運営の見直しにより、両津在宅介護支援センター「いわゆり」、小木在宅介護支援センター、赤泊在宅介護支援センターを廃止し、民間譲渡するため、本条例を廃止するものであります。

議案第197号 佐渡市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について、本案は公共施設の管理運営の見直しにより、真野老人福祉センター「寿楽荘」を廃止し、民間譲渡するため、本条例を廃止するものであります。

議案第198号 佐渡市高齢者生活福祉センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について、本案は公共施設の管理運営の見直しにより、畑野高齢者生活福祉センター「やわらぎの里」を廃止し、民間譲渡するため、本条例を廃止するものであります。

議案第199号 佐渡市羽茂陶芸センター条例を廃止する条例の制定について、本案は公共施設の管理運営の見直しにより、羽茂陶芸センターを廃止し、民間譲渡するため、本条例を廃止するものであります。

議案第200号 佐渡市保健センター条例の一部を改正する条例の制定について、本案は公共施設の管理運営の見直しにより、複合福祉保健施設を民間譲渡することに伴う小木保健センター及び赤泊保健センターの廃止並びに両津保健センター及び佐和田保健センターの休館日等を統一するため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第201号 佐渡市農村公園・農村広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定に

ついて、本案は市民の健康増進と地域の連帯感の醸成のために設置していた泉農村公園を地元自治会に譲渡するため、公の施設としての設置を廃止し、本条例の一部を改正するものであります。

議案第202号 佐渡市景観条例の制定について、本案は景観づくりに関する市、市民及び事業者の責務を明らかにし、景観法の施行に関し、必要な事項、その他美しい景観づくりのために必要な事項を定めることにより、本市の自然、歴史及び文化と調和した景観を守り、育て、愛着と誇りの持てる景観を次世代に継承することに資するため、条例を制定するものであります。

議案第203号 佐渡市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について、本案は長期にわたり使用していない金井公園のゲートボールコートを廃止し、他の用途に使用するために条例の一部を改正するものであります。

議案第204号 佐渡市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について、本案は平成23年4月から深浦小学校と小木小学校を統合するため、佐渡市立学校設置条例の一部を改正するものであります。

議案第205号 佐渡市新穂総合センター条例を廃止する条例の制定について、本案は公共施設の管理運営の見直しにより、本施設の行政財産としての用途を廃止し、普通財産とするため、本条例を廃止するものであります。

議案第206号 佐渡市公民館条例の一部を改正する条例の制定について、本案は新穂地区公民館を新穂行政サービスセンター内に移転することに伴い、条例の一部を改正するものであります。

議案第207号 佐渡市赤泊中学校生徒冬期宿舍条例及び佐渡市地方青年の家条例を廃止する条例の制定について、本案は佐渡市赤泊中学校生徒冬期宿舍及び地方青年の家が公の施設としての設置の役割を終えたため、これを廃止するため、本条例を廃止するものであります。

議案第208号 佐渡市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案は社会体育施設として設置及び管理している小木プールについて、老朽化のため廃止し、また小木多目的広場の所管について見直しを行うため、条例の一部を廃止するものであります。

議案第209号及び議案第210号は関連した議案でありますので、一括してご説明申し上げます。議案第209号 佐渡市消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第210号 佐渡市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案は現在の中央消防団、両津消防団、相川消防団、南佐渡消防団の4つの消防団を平成22年4月1日をもって統合し、佐渡市消防団として新たに発足するため、必要な条例の改正を行うものであります。

議案第211号 字の変更について（達者地内）、本案は達者地内の一部について、当該区域に住む住民と姫津集落の一体性を確保する必要があると認められるため、字を変更することについて、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第212号 字の変更について（秋津沖地区）、本案は新潟県が佐渡市内において土地改良事業により施工した県営経営体育成基盤整備事業秋津沖地区の工事が完了し、字の変更をすることについて、地方自治法第260条第1項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

議案第213号 字の変更について（畑野中部地区）、本案は新潟県が佐渡市内において土地改良事業により施工した県営中山間地総合整備事業畑野中部地区の工事が完了し、字の変更をすることについて、地方自治法第260条第1項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

議案第214号 公の施設に係る指定管理者の指定について（真野第2保育園、西三川デイサービスセンター）、本案は公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例に基づき、申請のあった団体を指定管理者として指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第215号 財産の無償譲渡について（旧真野体験農場用住宅）、本案は真野体験農場用住宅について、四日町自治会に無償譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第216号 財産の無償譲渡について（平泉地域活性化センター）、本案は地域住民の民生の向上と福祉の増進に資する施設として設置していた平泉地域活性化センターについて、泉区会に無償譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第217号 財産の無償譲渡について（泉農村公園）、本案は泉農村公園について、泉区会に無償譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第218号 財産の無償譲渡について（総合福祉センターしゃくなげほか）、本案は公共施設の管理運営の見直しにより、総合福祉センター「しゃくなげ」ほか16の施設を社会福祉法人佐渡市社会福祉協議会へ無償譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第219号 財産の無償譲渡について（真野老人福祉センター寿楽荘）、本案は公共施設の管理運営の見直しにより、真野老人福祉センター「寿楽荘」を社会福祉法人佐渡市社会福祉協議会へ無償譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第220号 財産の無償譲渡について（羽茂陶芸センター）、本案は公共施設の管理運営の見直しにより、羽茂陶芸センターを羽茂高齢者生きがい陶芸クラブ「郷窯」へ無償譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第221号 財産の無償譲渡について（旧中島邸）、本案は小木宿根木地内にある旧中島邸について、大字宿根木自治会に無償譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第222号 平成21年度佐渡市一般会計補正予算（第6号）について、本予算は既定の歳入歳出予算にそれぞれ7億3,641万3,000円を追加し、予算総額を474億1,207万1,000円とするものであります。主な補正内容は、歳入では地方交付税及び国県支出金などの増額計上と市債の減額計上、歳出では第2次経済対策事業として、幼児期の子育てを支援するための子育て家庭応援特別手当支給事業に6,442万7,000円、集落が要望する小規模な改修のための安全・安心まちづくり事業に2億8,600万円、水産業の海上輸送支援事業に1,000万円などを予算計上するほか、加茂湖のカキ養殖業再開のための種ガキ再搬入経費支援事業に550万円、そして佐渡マラソン大会開催のための負担金に1,000万円などを予算計上するものであります。

議案第223号 平成21年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について、本予算は既定の歳入歳出予算にそれぞれ9,832万7,000円を追加し、予算総額を73億917万3,000円とするものであります。主な補正内容は、歳入予算については国庫支出金、療養給付費交付金、県支出金及び一般会計繰入金の追

加、歳入予算については、今年度上半期の医療費動向並びにインフルエンザの流行に備えるために保険給付費を増額し、予備費の減額等の補正であります。

議案第224号 平成21年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第4号）について、本予算案は既定の歳入歳出予算にそれぞれ2億1,720万7,000円を追加し、予算総額を68億4,899万3,000円とするものであります。主な補正内容は、歳入では国県支出金、支払基金交付金及び一般会計繰入金等を追加するもので、歳出では介護給付費の増加により、保険給付費を追加するものであります。

議案第225号 平成21年度佐渡市下水道特別会計補正予算（第4号）について、本予算案は既定の歳入歳出予算にそれぞれ5,690万円を追加し、予算総額をそれぞれ46億449万9,000円とするものであります。主な補正内容は、歳入では下水道使用料、下水道事業債及び下水道事業費補助金等の増額、歳出では下水道管理費及び汚水管渠工事費の増額であります。

議案第226号 平成21年度佐渡市すこやか両津特別会計補正予算（第4号）について、本予算案は既定の歳入歳出予算にそれぞれ218万円を追加し、補正総額を6億3,355万円とするものであります。主な補正内容は、9床を増床することに伴う臨時介護員の増等に係る一般管理費の補正であります。

議案第227号 平成21年度佐渡市病院事業会計補正予算（第4号）について、本予算案は収益的支出において、入院に係る被保険者返還金に伴う過年度損益修正損を90万円増額し、収益的支出の累計予算額を24億9,884万4,000円とするものであります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

以上です。

○議長（竹内道廣君） これより議案の順序に従い、質疑に入ります。

議案第188号 佐渡市教育文化振興基金条例の制定についての質疑を許します。

金光英晴君。

○19番（金光英晴君） 教育文化振興基金に一本化したいということは、趣旨は理解できるのですが、この中で廃止される基金の中で、個人名がついておる基金があります。中川司気大記念基金ですか、この部分が果たして個人の人が寄附なさってつくった基金を後世まで伝えていくということが本来の行政のあり方ではないかと思うのですが、その辺の考え方をどうまとめてとらえておるのか、そこをお尋ねしたいのですが。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

本間財政課長。

○財政課長（本間進治君） お答えいたします。

今回佐渡市の教育文化施設建設基金の中に、中川司気大記念基金を廃止する条例をあわせて提案させていただいておりますけれども、これについては佐渡市合併当時につきましては、いろんな個人からもらった基金がございまして、それについては了解を得ながら統合してまいったわけがございます。それで、現在までこの個人名が残っている部分については、佐渡市の教育文化施設建設基金の中に入れさせていただきますが、その使用の趣旨については、現行の例えば事業実施等については、それを尊重して、統合後の基金から支出させていただきたいと、そのように考えております。

以上でございます。

○議長（竹内道廣君） 金光英晴君。

○19番（金光英晴君） ちょっとおかしいのではないかなと思うのです。やはり名前がきちっと残っていくということがこれ大切なのではないか。そして、この基金を利用する人たちも末代までその人の名をたたえていくという意味合いもあるのです。ところが、看板だけ教育文化振興基金ですよ。中身は、中川さんの寄附してくださったものですよという部分がどこまでこれ伝わっていくものか。そういうところ何にも考えていないではないですか。今の説明では、とても納得できるものではありません。どうなのですか。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

山本教育次長。

○教育次長（山本充彦君） お答えいたします。

中川司気大記念基金については、中川さんが寄附したお金ということでなくて、この記念館を建てるために皆さんが寄附した、それで当時は建てるために寄附をいただいたのですが、最終的には小木町のほうで起債を起こして建てたということで、皆さんの寄附については基金としてこの後の運営に使うということで、積んであるということでご理解願いたいというふうに考えております。

○議長（竹内道廣君） 金光英晴君。

○19番（金光英晴君） ちょっと3回目ですから、次のところでも個人の名前の基金が出てきますので、そこでまたやらせていただきますけれども、今のお話ですと、中川さんの個人の資金ではないと。要するに中川さんをたたえるために集めた資金だということであればなおさらではないですか。なおさら名前を残してあげなければならないのではないですか。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

山本教育次長。

○教育次長（山本充彦君） お答えいたします。

中川司気大記念基金については、建物はそのまま残ります。基金については、教育文化振興基金ということで、統合するのですが、その中の運用については、今ある2,600万余りについては、この記念館の維持存続について使用するというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（竹内道廣君） 猪股文彦君。

○20番（猪股文彦君） 私もこれちょっと中川司気大先生という人がどういう人か、小木の人なので私両津なのでよくわかりませんが、この後出てくる堀先生のことも同じなのですけれども、いずれにしても、このように個人の冠がついたものは、何らかの形で残すべきではないか。この後に出てくるきょうは提案されないけれども、名誉市民とかいう方々が出てくる。そのことを考えると、こういう新しい佐渡市のために、当時の佐渡の町村のために多額なご寄附をいただいたり、あるいはそういうふうなものを建てていただいたり、遺産を自治体にいただいたりしている人こそ名誉市民になるべき方々であろうと私は思うのです。そういうのを簡単に冠をとってしまうというのは、この基金の統合は非常に大切ですが、これは全く間違っているのです、考え方が、思想が。過去の人は要らないという考え方だったら、これは歴史や環境や伝統を重んじる佐渡市としては、おかしなことになると思うのですが、そういうふうなところの検討はされたのですか。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

本間財政課長。

○財政課長（本間進治君） ただいまのご質問にお答えいたします。

今回の基金を整理する基本的な考え方につきましては、20年度の末時点で特定目的基金の数が定額運用を除いて24基金ございます。これは、すべて旧市町村から引き継いだ財産でございまして、合併協議等において、特例的運用が認められた5年が経過したということもありますし、今後余りにも基金が多いということで、目的別に基金を見直す必要があるだろうと、そういうことから統合させていただきました。それで、今回統合に当たりましては、廃止前の基金の目的を尊重をしながらも、4種類の大きく整理させていただいております。1番目は、福祉、保健目的のための基金、それから2番目は、農林水産業振興目的のための基金、3番目は、教育文化振興目的のための基金、それから地域振興目的のための基金ということで、今回統合されない部分については、4基金ございます。それは、国営、県営の関係の基金とトキ環境、ふるさとの森、それと堀口基金については統合しておりません。そういうことで、答弁にかえさせていただきます。

○議長（竹内道廣君） 猪股文彦君。

○20番（猪股文彦君） だから、そういう合理的な面は基金は統合することはいいことです。そういうふうな発想をしているから大事な麦僊、杏村の実家なんかもだめにしてしまっているのではないですか。今佐渡高校には舟崎文庫あるいは両津には鶴飼文庫という歴史に残る先生や政治家の文庫をきちんと残している。そういうふうな意味からも、その名前からいろんなことが後世の私たちやあるいは私たちの子供や孫たちがどういうふうな先人は生き方をしてきたかということがわかるわけで、堀口基金を残すことは私いいことだと思うのですけれども、こういう個人の名前のついたものについては、特に亡くなられた方については、その趣旨を十分理解したならば、別途残すべきだと思うのです。これは、これ一般質問に近くなるので、事務方に聞いてもしようがないのですが、これは市長、副市長、これ途中で提案し直すか何かして、こういう大事なこと、だから大事な恐らく新潟県にはそんなにない金井の能舞台もただ公民館のように使っている。こんな失礼なばかげた話はないでしょう。あれ大した建物だと私は思うのですけれども、こういうふうな物の考え方が今の市政の考え方だとすると、トキだ、環境だ、金銀山だ、こんなの全く矛盾した話になりますし、さっき財政課長から答弁があったトキとか何とかという中山間地とかという基金も、逆にそういうものは統合してもいいのではないですか。その辺の基本的な考え方というものは、これを条例を出すに当たって、その辺の基本的な考え方はどうなのですか。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

本間財政課長。

○財政課長（本間進治君） お答えいたします。

基本的な考え方につきましては、先ほど申し上げましたように合併前の趣旨に基づいて4つの基金にまぎらず統合いたします。それから、なお統合しない基金については、それぞれ条件がついてございまして……

○20番（猪股文彦君） 冠をなぜ残さないかという、さっきそれはあなたが答弁したことで、今聞いていることはそうではない。おれの質疑の内容はそうではなくて、そういう大事な人の個人の冠を残したものは、なぜそれを削ることにしたのかということ、そういう歴史や伝統、それからもう一つはトキとか、中山間地は両方入れてもいいと……

○財政課長（本間進治君） では、今ほどの件についてでございますけれども、財政課サイドで条例を提案

する段階におきましては、目的を主に趣旨としてまとめたということでございます。

○議長（竹内道廣君） 猪股文彦君。

○20番（猪股文彦君） これは質疑ですから、これ以上やりませんが、市長、副市長よく聞いてもらいたいのですが、善意をもって、自分の全財産を佐渡の後輩のために寄附された方々の趣旨というか、意図というか、意思というか、そういうものを大事にしてやらなければ、この後寄附をしてくださる方はもういなくなります。こんな将来ちゃちゃむちゃにされるような寄附だったらする人いません。だから、このところは佐渡市の高野市長のそういう先人に対する意思、またこの後さっき申しましたけれども、名誉市民というふうなことだったら、こういう方々が名誉市民の対象になるはずだと私は思うのです。そういうのをきちんとした考え方にして、この議会中に考え方を修正するなら修正して、あるいはもうちょっと市民に説明できるなら説明できるような場を持ってやっていただきたいと思うのですが、もしできることなら質疑ですから、市長の答弁を求めにくいのですが、もし考えがあったら答え願いたい。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

高野市長。

○市長（高野宏一郎君） 今回ご提案申し上げたのは、確におっしゃるとおりだと思うので、どういう形になるか別にして、きょうの質疑の内容を踏まえて、今議会の間にその考え方をご提案していきたいというふうに考えております。

○議長（竹内道廣君） 佐藤孝君。

○18番（佐藤 孝君） それでは、ちょっとお聞きしますけれども、今まで決算委員会等、一般質問等で基金の統合はしなさいということで話はいつていると思います。そういう形で基金の統合を今回進めたのだと思うのですけれども、ただ先ほど教育次長が言われたように、司気大記念の基金は、目的に合った部分で2,600万は内部で留保するというような言い方した。ただ、それが確実に約束できるのですか。この後どなたがそれをきちっと守っていただけるのかどうか。仮にこの後市長もかわれば部長もかわる、議員もかわるわけですから、ではこの教育建設基金の中で2,600万というのは、それはそう言ったかもしれないけれども、今は状況が違うのだよということで、違うところへ回される可能性は十分これはありますので、その辺の担保がとれますか。その辺を確認したいです。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

本間財政課長。

○財政課長（本間進治君） お答えいたします。

現在特定目的基金につきましては、各主管課が管理しております。したがって、この基金条例を統一仮にした場合におきましても、その掌握は主管課で行った上で、予算に充当とか、そういう対応で財政のほうに要求が出てくるものと、そのように考えております。

○議長（竹内道廣君） 佐藤孝君。

○18番（佐藤 孝君） 主管課のほうで管理するといっても、その確約というのはとれないでしょう。この後アマチュア美術館のほうも閉鎖しようというような、そういう動きがあるわけですから、その後では司気大記念館を残しましょうということになった場合に、ではどういう形でその資金を確保できるかということになるので、内部留保するにしても、2,600万をそのままそっくり内部留保するのだったら、別に統

合しなくてもいいわけですから、司気大記念このままの基金で残せばいいわけですので、なぜそういう形に今回無理やり統合しなければならぬというのが私はちょっとわからないので、その辺もう一度。教育委員会にもちょっと聞きたいですけれども、どうしても統合しなければならないのですか。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

本間財政課長。

○財政課長（本間進治君） お答えいたします。

今回の統合の議案を提案させていただいたのは、例えば合併前からの約束が5年というものがあつた基金もございしますが、そういうものが6年目に当たって一応条件が来ていたと。それから、24という特定目的の基金につきましては、余りにも数が多いのではないか。これは常々議会側の決算特別委員会でも指摘されておりまして、そういうことから今回目的別に整理統合して提案させていただきたいということで、提案したものでございます。

○議長（竹内道廣君） 佐藤孝君。

○18番（佐藤 孝君） 目的別はわかるのですけれども、それなら合併後一応今5年たったということで、そういう話なのですけれども、ただそれだけが目的のような感じがするのです、5年たったからできるのだということで。それは、確かにいろんな基金、24もある基金を統合するのはこれは当たり前のことであつて、これは当然やらなければならぬと思うのですけれども、ただ余りにも考えなさ過ぎて統合するというのは、私はちょっといかがかなというような気がします。そうすると、この後の堀口基金しても将来的にはでは教育の中に入れましょうという形になる可能性は十分あるわけでしょう。だから、やっぱり目的を持ったものについては、きちっと目的を持った基金として残さなければ、やっぱり先ほど同僚議員からも話ありましたけれども、本当寄附したことは大変なことですよ。これは何のために寄附したのだと、一体佐渡市は何やっているのだということになりますので、もう一度総務文教委員会でももんでいただきたいと思いますけれども、きちっと考えを精査してください。頭の中を整理してもう一度考えを、教育委員会にちょっと聞きます。その辺もう一度どういう考えでおるのか、聞かせてください。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

渡邊教育長。

○教育長（渡邊剛忠君） 中川司気大先生の基金につきましては、先ほど次長からお話を申し上げたとおりでございますが、アマチュア美術館が今小木にございますが、このいきさつ等については、これまでも議会といろいろと取りざたされたこともございます。ただ、経営が非常に困難になってきているということで、今指定管理の方にやっていただいておりますが、議員さん方からも視察をしていただいたり、私どももすばらしいアマチュアの皆さんの絵画が毎年寄贈されてくるというようなこともございまして、今年度もサロン・デ・ボザールというのがございました。その中で上位何点かというような作品が毎年贈られてきているわけでございます。そういうアマチュアといつてもすばらしい絵なので、これをどういうふうに管理していくかというのは、私どものこれからの大切な責務だというふうに考えております。これにつきましては、私どもの管轄において民間の市民の皆さんの協力を得て、あそこをひとつ存続してまいりたいという方向で今考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（竹内道廣君） 中川直美君。

○2番（中川直美君） 中身についてお尋ねをしたいと思います。

皆さん方のほうで管理の都合で、似たものをまとめるというのは、管理上は楽でそれは大変いいことなのだろうと思うのですが、ここで廃止をするという中で5本出ています。この中で見ると、例えば相川の奨学基金条例、あと教育図書購入条例、この2つが私はどうもあとの3つと若干性格が違うのかな、先ほどの担保の話ではないですが、ここに設置の第1条に目的とかありますけれども、どうしてももともとの図書購入であるとか、奨学基金の基金条例というものは、ほかにいかずにそこに充てたいということで目的を絞ってやってきた基金だろうと思うのです。こういった中身は、どのように運用も含めて、これに基づく要綱があるのかも含めて、どういうふうにしていくのか、お答え願います。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

山本教育次長。

○教育次長（山本充彦君） お答えいたします。

相川奨学基金については、合併当時から5年間の時限立法で、今年度末をもって廃止というふうになっております。それで、私の記憶ですと、十数人の方々からご寄附をいただいて基金を設けていたのですが、その方たちには一応文書でお断りをしてあります。それと、相川の時代から統合するときから、相川のほうでもそういう寄附していただいた方の意向を聞いてあるというふう聞いております。なお、この基金については、現在利用がございません。それで、返済のみということでありますので、今のところは新たな奨学基金というものは考えておりませんが、必要であれば当然そういうものが多く出れば、当然考えていかなければならないかなというふうには考えております。

教育図書については、いろいろな図書に小木さんばかりではなくて、合併してからも個人が寄附していただいたものがあります。それについては、1年に一気に使うということができないということで、何年かに分けて基金に積んで使わせてもらいたいというふうに個人からは了解をいただいております。

○議長（竹内道廣君） 中川直美君。

○2番（中川直美君） 財政当局のお答えを聞きかかったのですが、つまり例えば一つ、相川のことではもともと時限立法で5年間だったというのだけれども、私としてはこの基金は今の状況からしたら、やっぱり子育てあれで大変だから、本来発展させる必要があるのではないかと私は思うのですが、それは別にしましても、例えば図書の購入費にしても、往々にして図書購入というのは削られるのです。そういう意味でいうと、こういった基金を統合するのだけれども、こういった部分は先ほどの話ではないけれども、担保していくという部分は要綱とか、そういったもの運用上も含めてどのようになっているのか。財政課長だったかな。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

山本教育次長。

○教育次長（山本充彦君） お答えいたします。

教育文化振興基金の中で、そういう何々に幾らというような要綱はございませんが、教育図書については教育委員会のほうで所管するというので、それについては資金計画を立てて執行していきたいというふうに考えております。

○議長（竹内道廣君） 小杉邦男君。

○9番（小杉邦男君） 今の質疑に関連してちょっと1点だけ聞きたいのですが、相川の奨学基金の関係ですが、これは利用者が今いないという状況があるというのは承知しておりますが、今までそれなりに機能してきたのです。特にお医者さんの確保とか、医療関係のなかなか難しい職員確保ができない、それに対して応援をしてその人材を確保したい、こういう意味合いも広くあってつくられたのであります。その他にもあって、利用者も結構あったという経過はあるわけでありまして。私は、これは今目的が従来あった基金の目的がきちんと担保されるかどうかと、これは特定な名前が課せられたものは別であります。そういう意味合いで私は皆さんが問うておると、これ同感であります。ですから、相川で行われたような、こういう奨学制度はむしろ有為な子弟の人材を確保するのであれば、積極的にこれは制度として、中身としてきちんと作り上げていく必要がある。そして、今規則を見ますと、そういうことはないのです。先ほどから議論されている教育文化施設の建設事業とか、図書振興事業、芸術文化の振興事業、郷土博物館振興事業、その他教育文化振興に必要と認められると、こういうふうに書いてあって、明確には特に奨学制度等については、この中にきちんとうたっていないのです。先ほどの次長の答弁では、そういう要望があれば当然この基金で将来対処していく必要があると、こういうふうに答弁していますが、そういうふうな考え方はありますが、このことはこの基金が閉鎖をされる、それに対する今までその基金を必要だと認識をした人たちに対する答弁として必要なことだと思っておりますが、次長いかがです。当然考えていく必要があると思っております。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

山本教育次長。

○教育次長（山本充彦君） お答えをいたします。

こういう人材育成の分については、2年ぐらい前ですか、基金をつくっていただいた堀口基金との兼ね合いもありますので、その辺はもしそういう要望があれば、それとの調整も図りながら検討していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（竹内道廣君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第188号についての質疑を終結いたします。

議案第189号 佐渡市産業振興基金条例の制定についての質疑を許します。

金子健治君。

○16番（金子健治君） 佐渡市産業振興基金条例の制定に伴い、今まで苦勞してためた目的基金が今度条例廃止されるということでありまして。先ほど来同僚議員からの質問もあるとおり、この目的を担保されるのか。また、現在この事業は進行しておりますし、またあくまで事業展開をするわけでございます。そういったことを踏まえまして、この事業に優先して目的基金のほうを出せるのか、その辺お願いたします。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

本間財政課長。

○財政課長（本間進治君） お答えいたします。

優先的に使えるかということでございますが、当然基金の目的がございます。その目的に沿った事業であれば、そちらのほうに財源的に充当させていただくことも可能でありますし、そこ以外には目的としては使えないという考え方はしております。

以上でございます。

○議長（竹内道廣君） 金子健治君。

○16番（金子健治君） 今ほどの答弁でかなり担保できるということでございます。つまりこの後の190号でも出てきますが、十分この条例の制定に当たって、そういったことを配慮をお願いをして質問を終わります。

○議長（竹内道廣君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第189号についての質疑を終結いたします。

議案第190号 佐渡市ふるさと振興基金条例等を廃止する条例の制定についての質疑を許します。

白杵克身君。

○4番（白杵克身君） 二、三点お聞きしたいのですが、今回9つの基金を廃止して、地域福祉基金ほか1つ、2つの基金に統合するということでもあります。その中でも、4号に書いてある方については、先ほど来質疑のあるところでございますので、私はそれ省きます。

そこです、これ現在この9つの基金の残高、私平成20年度決算書で見ると、約22億3,700万くらいになるわけなのですが、これの2つの基金へのどのような割合で割り振りをするのか、今確定されておるのか。あるいは予算化は来年度、22年度当初に予算化をされる気持ちがあるのかどうか。その辺をお聞きしたいのと、もう一つは、3号の佐渡市行政庁舎建設基金条例、近くはない遠い将来にやっぱり統合庁舎というのは当然予定されるべきだろうと思います。そうすると、当然これは目的基金として残すべきではないかと、私はかねがね主張してきておるわけなのですが、財政が少しでもゆとりのあるときに少しずつ積み立てて、長期に積み立てていくという、こういう姿勢がないと庁舎の建設は難しいと思うのです。ぜひその辺の考え方を、なぜここで廃止するのか、その辺の考え方もお聞きしたいと思います。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

本間財政課長。

○財政課長（本間進治君） お答えいたします。

まず、廃止する基金どのような形で分類、地域振興基金と福祉基金に分かれるかということでございますが、まず1から9までの基金廃止ということで、条例提案しておりますが、その総額は議員がおっしゃられたとおり22億3,738万1,000円でございます。そのうち6番目に記載してございます佐渡市福祉センター「やすらぎ」の運営基金については、これは福祉基金に統合させていただきたい。現在福祉基金では、2,282万1,000円でございます。やすらぎの運営基金については、6,695万ございまして、その2つを一緒にさせていただきたい。それ以外のものについては、現行地域振興基金、実は合併特例債事業で40億を積み立てたものがございまして、そこと一緒にさせていただきたいというものでございます。

それから、2点目の予算化については、現在今度条例提案でかえさせていただきたいということでござ

いますし、庁舎の建設基金がこの廃止基金の中に正直ございます。庁舎の建設基金につきましては、現在2,100万ばかり残高ございますが、この辺については一緒にさせていただいた上で、庁舎の建設等については必要財源については、財調等の対応等で対応させていただきたい。あるいはここからも目的に従えば出すケースもあるかと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（竹内道廣君） 白杵克身君。

○4番（白杵克身君） そうすると、予算化は来年度の当初予算に計上して2つの基金に積み立てるという考え方になるわけですね。それともそれ以後になるわけですか。条例は、来年の4月1日廃止ですから、当初予算に出せば、当然予算を通して基金に割り振り先の基金に積み立てるわけです。その予算化が必要ではないですか。

それともう一つ、庁舎の建設基金条例はさきの2つの議案と同じような議論になってしまうのですが、これはやはり当面統合庁舎というのは、この佐渡市の実態からいって無理だと思うのですが、遠い将来、近い将来という人もおりますけれども、これはやっぱり確保すべきではないでしょうか。それがやっぱり市の姿勢をはっきり示すべきではないですか。それが特定目的基金の本来の姿ですから、この辺についてもう一度お聞きしたいし、また市長の考え方もお聞かせいただきたい。

○議長（竹内道廣君） 暫時休憩します。

午前11時28分 休憩

---

午前11時29分 再開

○議長（竹内道廣君） 再開します。

答弁を許します。

本間財政課長。

○財政課長（本間進治君） お答えいたします。

庁舎につきましては、現在基金としては2,000万ぐらいいしかございません。庁舎を建てる段階においては、確かに財源としてはある程度の2,000万の部分は助かりますけれども、もっと基本的に例えば今計画されておりますように、合併特例債事業期間であれば基金を使う必要もございませんし、そのことも含めて、必要となれば他の基金あるいはこの統合後の基金から取り崩させていただきたいと、そのように考えております。

それから、もう一点の予算化の関係でございますけれども、予算化そのものについては、ちょっと必要ないと考えております。というのは、外から来た場合については、一たん一般会計で受け入れて積み立てを行いますけれども、基金の廃止でありますので、予算措置というのは必要ない。自動的に積み立てられるものと考えております。

○議長（竹内道廣君） 白杵克身君。

○4番（白杵克身君） 庁舎の建設基金にこだわるのですけれども、合併特例債を借りればいいという非常に短絡的な物の考え方だと思うのです。それから、合併特例債の間に庁舎が建つと私は考えておりません。ですから、当然今から少しでも積み立てていくという姿勢は、これは当然必要だと思うのです、ちょっとこだわり過ぎるのですけれども。市長この点はどうお考えですか。

それから、先ほどの2件の議案とかかわり出てくるかもわかりませんが、予算を通さないでやるということになると、全くわからないのです、議会が。予算を通して積み立てれば議会が関与できる部分が出てくるけれども、基金から基金へそのまま割り振りするだけだと、議会では全くわからないということになりますから、この辺はやっぱり予算を通すのが筋ではないかなと。法的にどうあろうとそう思うのですが、その辺もう一回重ねてお聞きします。市長の考え方もお聞きしたい。

○議長（竹内道廣君） 暫時休憩します。

午前11時32分 休憩

---

午前11時33分 再開

○議長（竹内道廣君） 再開します。

答弁を許します。

本間財政課長。

○財政課長（本間進治君） お答えいたします。

今の予算化の問題については検討させていただきたいと思います。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

高野市長。

○市長（高野宏一郎君） 私に質問あったのは、庁舎に対する覚悟のほどがあるかどうかということなのです。確かに議員が言われるように着実に方向性を、合併特例債の期間中にできるかどうかは別にして。この議論はまたことは別にさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（竹内道廣君） 中川直美君。

○2番（中川直美君） この地域振興基金にくくる部分ですが、我々例規集見たくても例規集がないものから、すぐわからないのですが、この地域振興基金の活用目的はどんなふうになっていますか。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

本間財政課長。

○財政課長（本間進治君） お答えいたします。

佐渡市地域振興基金条例でございしますが、設置の目的でございしますが、市民の連携の強化及び地域振興のための事業に充てるため、佐渡市地域振興基金を設置するというのが設置目的でございします。

○議長（竹内道廣君） 中川直美君。

○2番（中川直美君） そうしますと、例えばその中につまりここにあるところのダム建設基金あるいは先ほどから話のあった庁舎の建設基金、環境の建設基金、人材育成の建設基金が入るわけです。目的別の基金の設置目的ということは、今含めるものが今読んだ中に入るとは多くの方思わないのではないですか、市民も含めて。これでは、先ほどから話がありますが、基金予算通りませんから、埋蔵金つくるような話になりはしませんか。先ほど読んだ条例の設置目的とダム建設と人材育成合いますか。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

本間財政課長。

○財政課長（本間進治君） お答えいたします。

地域振興基金というのは、広い意味で地域の振興のために役立つものと考えておりますので、その中に  
入れさせていただいたものでございます。

○議長（竹内道廣君） 中川直美君。

○2番（中川直美君） 財務規則というか、財政上どうですか。本来目的基金でしょう。まとめても目的の  
基金です。その目的のために使うのです。そういう意味でいうと、余りにも広過ぎて、これでは好き勝手  
に使える埋蔵金つくるといふふうに市長思いませんか。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

本間財政課長。

○財政課長（本間進治君） お答えいたします。

当然特定目的基金に分類するものでございますし、その目的を逸脱した考え方での使用は考えておりま  
せん。

○議長（竹内道廣君） 金光英晴君。

○19番（金光英晴君） 先ほどに続いて4番目のことでちょっとひっかけて聞きたいのですが、堀基金に関  
連して、堀記念館があるのですけれども、今の名称は多分西部コミュニティーセンターになっておろうか  
と思います。佐渡市の中央に位置しながら、西部コミュニティーセンターとはどういうことかなという金  
井町当時のままでちょっと金井町のときにそういう名前にしたのもちょっとぴんとこなかったのですが、  
またその部分を合併5年も放置しておくのはいかがなものかなというふうに思っていたところに、  
たまたまこういう基金を統合して個人の名前をなくすという部分でいたものですから、先ほど来言わせて  
いただいております。

先ほど市長が配慮しますということをおっしゃっていただいたのですが、それはどういうふうに受け取  
ればいいのか。差しかえますというふうに受け取ればいいのか、議会のほうで勝手に修正してく  
ださい。それを受けますよというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

高野市長。

○市長（高野宏一郎君） この議論を聞いて私を感じたことを申し上げたのは、やはりどなたかもおっしゃ  
っておられましたけれども、善意、厚意を持って基金を寄附金をいただいた中身についての利用の方法は、  
それは今の仕組みの中で基金統合というのは大事なことだと思うのですが、それでよろしいと思うのです  
が、ただそのお名前を残すということについては、非常に大事なことだろうと。そうしませんと、この後  
それではどなたかもおっしゃられたように、そういうことを申し出ていただける人がなくなるのではない  
かと私思います。ですから、この仕組みはこのままであっても、名前をきっちり残して、その名を顕彰す  
るという仕組みは必要だろうということなので、そのことについて検討させていただきたいということ  
です。

○議長（竹内道廣君） 金田淳一君。

○5番（金田淳一君） 9番の佐渡市の両泊航路振興基金条例について伺いますが、これが今回廃止し  
て統合されるということですが、この基金は両泊航路に新規に船舶を購入された際に、佐渡汽船に対して  
融資をしたお金がこの基金に対してバックをしてきているという基金というふうに理解していますが、

まずそれについて間違いないか、お尋ねします。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

齋藤企画財政部長。

○企画財政部長（齋藤元彦君） お答えをいたします。

そのとおりであるというふうに理解をしております。

○議長（竹内道廣君） 金田淳一君。

○5番（金田淳一君） そうしますと、この基金がなくなると、要するに統合される地域振興基金のほうに入っていくという形になると思いますが、先ほど来いろんなお話があるとおり、お金には色がついているわけではありませんが、この航路の充実のために出したお金がまたここに返ってくるということですので、担当課はこの後お金を管理をするというお話でしたが、これから返ってくるお金、まだ半分ぐらいあると思いますが、そのことが色がぼけてくるといいますか、担当課が十分に把握できないというふうに考えていますが、その辺はもう全部フリーだと、全く関係なしというふうな考えですか。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

齋藤企画財政部長。

○企画財政部長（齋藤元彦君） お答えをいたします。

そういうことのないように適切に管理を、これは交通政策のほうになると思いますが、していくということが大事だと思しますので、その旨でしっかりやっていきたいというふうに思っております。

○議長（竹内道廣君） 金田淳一君。

○5番（金田淳一君） 現在の船舶非常に問題ありますから、この後どういう形に持っていくかという問題もありますので、そのことも含めてしっかり考えていかななくてはならないという時期に来ていると思いますので、私所管の委員会ですので、委員会ですっきりやりたいと思いますので、よく考えていただきたいと思えます。

○議長（竹内道廣君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第190号についての質疑を終結いたします。

議案第191号 佐渡市平泉地域活性化センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第191号についての質疑を終結いたします。

議案第192号 佐渡市総合福祉センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第192号についての質疑を終結いたします。

議案第193号 佐渡市赤泊福祉センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第193号についての質疑を終結いたします。

議案第194号 佐渡市デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第194号についての質疑を終結いたします。

議案第195号 佐渡市短期入所施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第195号についての質疑を終結いたします。

議案第196号 佐渡市在宅介護支援センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第196号についての質疑を終結いたします。

議案第197号 佐渡市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第197号についての質疑を終結いたします。

議案第198号 佐渡市高齢者生活福祉センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第198号についての質疑を終結いたします。

議案第199号 佐渡市羽茂陶芸センター条例を廃止する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第199号についての質疑を終結いたします。

議案第200号 佐渡市保健センター条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

中川直美君。

○2番（中川直美君） 幾つかお尋ねをいたします。

192号からずっと一連の福祉関係の施設の民間譲渡にかかわっての議案であります。とりわけ200号でいいますと保健センター、保健センターというのはこの間福祉の位置づけでいうと、福祉の中心となる拠点の場所であって、その地域、地域で高齢者福祉等を展開していくという拠点として位置づけて、各市町村つくってきたものだと思うのです。これまでは、民営化の一つではありますが、指定管理であったと。親元が市だったということで、連携はとれたし、市の責任性というものも発揮できたと思うのです。ところが、完全に外部に出してしまうということが本当にいいのかどうなのか、それが1つと。

もう一つは、皆さん方は市としての高齢者福祉、こういった福祉センターの機能というのをどういうふうに今後していこうとしているのか、お尋ねをします。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

佐々木福祉保健部長。

○福祉保健部長（佐々木正雄君） お答えいたします。

保健センターにつきましては、今回この複合施設の中にある2つのものにつきましては、譲渡に係るものですし、廃止をさせていただきたいということでございます。ただ、その業務につきましては、当然それをまた使わせてもらうような方向で検討をさせていただきます。

○議長（竹内道廣君） 中川直美君。

○2番（中川直美君） もちろん200号にかかわっての質疑ですが、高齢者福祉の分野をどういうふうにしようと考えているのか。それと市としての責任性をどうやって果たそうとしているのかも含めてお答えできますか。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

佐々木福祉保健部長。

○福祉保健部長（佐々木正雄君） お答えいたします。

高齢者福祉につきましては、皆様ご存じのとおり今36%超の高齢化社会になってございます。これからはいろんな事業も出てきますので、高齢者福祉については、これからしっかりやっていきたいというふうに考えております。

○議長（竹内道廣君） 中川直美君。

○2番（中川直美君） ですから、しっかりやっていくためには拠点になる場所が市の施設として必要なのではないですか。ところが、これまでは指定管理だったから一定程度親元が市ですから連携とれましたが、この後はもう無償譲渡するわけだから、市の施設ではなくなるわけでしょう。そうすると、連携とれないではないですか。そうすると、大体社会福祉協議会だから、皆さん方はいいというのだけれども、07年の6月に全国の社会福祉協議会そのものが企業化しようということで、そういう方針立てています。そういう意味でいうと、これまでの社会福祉協議会と行政との関係がまるっきり変わってくる時代になっていて、その中であなた方はどういった高齢者福祉をやろうとしているのか、全く見えないのですが、その辺どうですか。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

佐々木福祉保健部長。

○福祉保健部長（佐々木正雄君） お答えいたします。

当然施設を譲渡するわけですので、社会福祉協議会とはしっかり連携をとって高齢者福祉等に当たっていきたいと思っております。

○議長（竹内道廣君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第200号についての質疑を終結いたします。

議案第201号 佐渡市農村公園・農村広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第201号についての質疑を終結いたします。

会議の途中であります、ここで暫時休憩します。

午前 1 1 時 5 1 分 休憩

---

午後 1 時 3 0 分 再開

○議長（竹内道廣君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第202号 佐渡市景観条例の制定についての質疑を許します。

白杵克身君。

○4番（白杵克身君） 済みません。ちょっと事実確認だけお聞きしたいのですが、39ページ、第22条、景観協定の締結等ということについてお伺いしたいのですが、実はせんだって都市計画審議会でちょっと見せていただいたのですが、そのときに聞くのを忘れてしたので、ちょっと確認させていただきたいのですが、ここで土地所有者等の合意によりまして自主的に景観というか、生け垣をつくったり、塀の高さをどのくらいにするとか、そういう協定を定めた場合に、当事者以外の第三者に譲渡された場合は、第三者も当然その景観協定を守る必要があるかと思われませんが、その辺はどのようになっているか。その1点だけお伺いしたい。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

田畑建設部長。

○建設部長（田畑孝雄君） お答えします。

議員言われますのは、地域との協定だと思いますけれども、地域との協定につきましては、その地域と市と協定を結んだのですから、それを後から入った人もそれを守っていただきたいというふうに指導したいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（竹内道廣君） 廣瀬擁君。

○7番（廣瀬 擁君） 何点かお尋ねをしたいと思います。

まず、景観条例のこの区域は、佐渡全域に定めたその意図、それと大きく分けて6つの景観区域に分けられている。この選定の理由。それと、特別区域が今のところは大体承っているところによると、宿根木

地域ということに設定されているようですが、佐渡全体としてももう少しこの範囲を広げなければならない部分もあるようにも聞いています。その辺のところの整合性はどうか。それと、幾つかの役割と申しますか、行政の役割、それから市民の役割、事業者の役割と、大きく3つに分けられるわけですが、その中で市民の役割について、この景観条例が定められることによって、かなり縛られる部分ができるのではないかと懸念されますが、その辺のところはどのように考えているのかお尋ねいたします。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

田畑建設部長。

○建設部長（田畑孝雄君） お答えします。

区域の決め方でございますけれども、議員言いましたように6地域、佐渡全体を景観区域にしまして、それから特色ある地域としまして、6つの区域に分けました。というのは、商業区域とか、農村区域とかというふうに6つの区域に分けましたのでありまして、それは特色ごとに分けたということでありまして、それから、今後のできてくる特別区域でございますけれども、これは今現在の景観計画案の中では、最低限の規制が弱いというか、それを目的に定めていますし、これから特別区域につきましては、住民と十分コンセンサスを得ながら、この区域はもう少し規制を強くしてほしいという住民等の要望があって、市とコンセンサスを得ながら、この後出ます都市計画審議会等に諮って区域を決めていきたいなと思っております。そして、住民の役割と申しますけれども、ですから特別区域になった場合には、そのときには住民と十分協議しながら、コンセンサスを得て特別区域を設定していきたいなというものですから、そのときにもこれから設立予定があります都市計画審議会の中で十分審査してもらってからやっていきたいというふうに考えています。

○議長（竹内道廣君） 廣瀬擁君。

○7番（廣瀬 擁君） 市民の役割の中に、佐渡の場合はかなり農業地域と申しますか、そういうところがふえるわけですが、例えば電車に乗りますと、田んぼの中に大きな何々ホテルだとか、何々名物だとかというような大きな看板等の設置が目につきます。当然そういったものも今度は広告物としての形で、何からの規制が必要になろうかと思うのですが、そのようなことについてどのように考えてこれを措置したのかお聞かせください。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

田畑建設部長。

○建設部長（田畑孝雄君） お答えします。

屋外広告物でございますけれども、それにつきましても、今回の規制の対象になっています。ただし、これにつきましても、それぞれの地域、地域にマッチするような形で、そんな強い規制ではありませんけれども、特に農村地帯でこれから新たに大きな広告を立てる等については、これで規制の対象になりますので、その辺は適正に指導していきたいというふうに考えています。

○議長（竹内道廣君） 廣瀬擁君。

○7番（廣瀬 擁君） せっかくつくられる景観条例ですから、皆さんと市民とともにやはりいいものに育て上げていかなければならない条例だと私は考えています。それだけによく制定するにつけても、住民とのコンセンサスが一番大事だろうと思うのですが、どうもこれをつくられた段階において、住民との話し

合いの回数が少なかったように思う面があります。その辺のところはどういうふうに対応してこれを制定した意図があるのか。また、景観審議会への諮問というふうな形ではありますが、その景観審議会の委員の選定とか、そういったものの特別なあれがあるのかどうか、それだけ聞かせていただいて終わります。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

田畑建設部長。

○建設部長（田畑孝雄君） お答えします。

景観審議会でございますけれども、これから景観計画案が定まりましたら、来年4月以降に制定したいというふうに考えています。その中には一般市民もちろん入りますし、それから専門家等を入れて、大体15名ぐらいで想定しています。

市民との合意形成が足らなかったという点でございますけれども、これはあくまでも佐渡全体を景観区域にしたと先ほど言いましたように、まず全体景観計画にしまして、市民とも今までには七、八回したと、人数は確かに少なかったけれども、これから特別区域を制定するに当たっては、十分市民と協議しながらコンセンサスを得ていきたいと。というのは、特別区域というのは規制を物すごく強いものにするものですから、していきたいと。最低限今の佐渡の景観を守っていきたいということで、この計画案をつくりました。

○議長（竹内道廣君） 中川直美君。

○2番（中川直美君） この景観条例は、とどのつまり家を建てたときの家の色だとか、壁の色だとか、屋根の色だとかがこれによって私的なものに制限が加わると思うのです。そして、場合によれば従わない場合には罰則もあるというふうに理解をしているのですが、そういう理解でいいのか。そういう点でいうと、皆さん方がお得意なパブリックコメントというやつ、今も話がありましたが、そういったペナルティーまであるのですから、住民の意見をよく聞く。あるいは建物を建てる時には制限加えるのだから、住民の意見をよく聞いた上でこういうのも出されてきていると思うのですが、その点はどうなっているか。

3点目、佐渡市民は佐渡で景観といった場合には、住宅よりも自然のことを指しているかと思うのですが、そういう意味でいうと、自然に対する景観を守ることがこれ弱いように感じるのですが、その辺はどうなっていますか。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

田畑建設部長。

○建設部長（田畑孝雄君） まず、住民とのコンセンサスというのか、パブリックコメントですけれども、たしかことしの1月1日から31日まで30日間出して、その意見を集約して、それを策定委員会に報告して、この計画はでき上がりました。

それから、自然の景観ですけれども、それも守っていきたいということでもあります。ですから、今後自然に配慮した建設、特に土木建築するについても守っていききたいと思いますし、それから県のほうにもその辺を要請していきたいというふうに思います。

罰則規定はもちろんあります。すべてではないですけれども、ありますし、その辺を守っていききたいなというふうに考えています。

○議長（竹内道廣君） 中川直美君。

○2番（中川直美君） 皆さん方が平成16年の10月に市民からアンケートをとっています。佐渡島における景観についての住民意識調査というのをやっている中で、市民は佐渡で景観を損なっている主な原因は何ですかという問いに対しては、空き缶とか、駐車場と、家、町並みというのは後にならないと出てこないのです。6番目に山肌が削り取られ、土砂がむき出しになっているようなところ、6番目になっている。こういった部分はどういうふうに反映されているのか。

それともう一つは、27条で市の責務として財政支援をするみたいなところがあります。この16年の10月に皆さん方がアンケートとった中でいうと、市民が主体的に景観づくりの活動を進めていくとき、行政にどのような支援が必要だと思えますか。1番、住民活動への財政支援と、こうなっているのです。そういったものは生かされていますか。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

田畑建設部長。

○建設部長（田畑孝雄君） お答えします。

山肌の削れている部分とか、そういうのにつきましては、規制をしてあります。もちろん届け出の対象としてありますし、それから市民への財政支援でございますけれども、これにつきましても、地域で特別区域に設定するとした場合とか、市民が景観に十分配慮して活動しているところについては、支援をしていきたいと今のところ考えています。それにつきましても、4月以降にできる景観審議会の中でさっき言った15名の中で決めていきたいなということで、今支援策は考えていますけれども、その中身についてはこれから検討していきたいというふうに考えています。

○議長（竹内道廣君） 中川直美君。

○2番（中川直美君） そうしますと、一応この条例を上げるが、具体的なことはこの後つくると。さきの議会で地産地消条例もそんな感じですが、そういう理解でいいのですか。私思うのですが、罰則規定もある。16年の10月にとったアンケートでもそうですが、まずは住民全体での先ほどの質疑にもありましたが、意識づくりやろうではないかと。そういう意味では、これ理念条例にすべきだったのではないかと思うのですが、その辺ももちろん検討した上で今回出していると思うのですが、どのように考えているのか、最後に聞いておきます。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

田畑建設部長。

○建設部長（田畑孝雄君） お答えします。

審議の中でも市民への支援施策についていろいろ議論がありましたけれども、その中身につきましては、今回は計画と条例をつくるというものでありまして、その支援策につきましては、先ほども言いましたように、4月以降の景観審議会の中で決定していきたいというふうに考えています。

○議長（竹内道廣君） 金光英晴君。

○19番（金光英晴君） ちょっと目的のところでお尋ねしたいのですけれども、目的は第1条にうたっておるかと思うのですが、これを読んでみる限りでは、この条例を制定して何をしたいのかという部分が見えてこないのです。私この中で町並み保存の部分できちっと整備していかなければならないのではないかとということで提案したときに、条例をつくって対応しますからという話で、スタートとできてきたものが全

然違うような感じを受けているのです。そして、所期の目的を達しない全然違う方向の条例ができてきてしまったような感じがしているのですけれども、一体何をしたいのか。そこのところを教えてください。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

田畑建設部長。

○建設部長（田畑孝雄君） お答えします。

この目的でございますけれども、今まで先人たちが残してきた歴史や文化、町並みの自然景観を大切に後世に残すための目的としています、1つとしては。それで、2つ目としては、今よりもこの景観が悪くならないように、というのは現在ある建物について規制するわけでありませんで、これから建てる、入ってくるそういう建物に対しての規制でございますので、今よりは悪くならないようにしてあります。そして、もう一つは、地域の個性を生かした景観づくりの意識を高めて、市民が誇りを持って佐渡の景観を、住めるような景観をつくるということで、市民がそれを目的にするということで、今回はつくった次第であります。

○議長（竹内道廣君） 金光英晴君。

○19番（金光英晴君） この目的のところがいまいち明確に伝わってこないのです。それこそ歴史という部分でとらえるならば、やはり町並みの保存という部分で考えていくべきだろうし、今より悪くならないと抽象的なことが目的であるならば、ちょっとそれに市民に制約をかけるというのはいかななものか。佐渡全体をぼやとした景観をつくっていこうというふうにしかとれないのです、この条例ですと。その目的がはっきりしていないようなのですけれども、これはこれ以上言っても水かけ論になりますから、これは委員会でしっかり議論していただきたいと思っておりますけれども、ここでやめますが、委員会でしっかり議論していただきたいと思っております。

○議長（竹内道廣君） ほかに何かありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第202号についての質疑を終結いたします。

議案第203号 佐渡市都市公園条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第203号についての質疑を終結いたします。

議案第204号 佐渡市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第204号についての質疑を終結いたします。

議案第205号 佐渡市新穂総合センター条例を廃止する条例の制定についての質疑を許します。

中川直美君。

○2番（中川直美君） 205号と206号関連あるのだろうと思うのですが、この中身についてもうちちょっと詳しく教えていただけますか、説明を。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

山本教育次長。

○教育次長（山本充彦君） お答えいたします。

205号と206号関連します。それで、新穂地区の公民館を新穂の行政サービス内に移したいということで考えておりますし、206号については、それに伴ってサービスセンターのほうに公民館を移すもので、その使用料の料金を決めるということでございます。

○議長（竹内道廣君） 中川直美君。

○2番（中川直美君） 皆さん方の計画だと、いずれ新穂の行政サービスセンターはなくなる方向なのだろうと思うのですが、今ある場所を1カ所、今の行政サービスの中にやるということで、今後の展望も含めて地域審議会等でも協議はされた上でのこれ条例の提出ですか。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

山本教育次長。

○教育次長（山本充彦君） 一応地域審議会のほうには説明はしております。

○議長（竹内道廣君） 中川直美君。

○2番（中川直美君） 私総務部長のほうかなと思ったら、将来の展望も含めて流れが大体わかっているわけですか。そういう意味で、ちゃんときちんと地域審議会にかけたのかどうなのか。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

齋藤総務部長。

○総務部長（齋藤英夫君） お答えをいたします。

今の案件につきましては、総合センターの機能を行政サービスセンターに移したいということで、その行政サービスセンターの中で公民館機能と、それから行政の窓口機能を一体的に発現をしていこうということで、今回条例の制定とか、一部改正出ているものでありまして、この後ではサービスセンターをどうしていこうかと、廃止をしていくのかということではありますが、今はそういったことは考えておりません。

以上です。

○議長（竹内道廣君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第205号についての質疑を終結いたします。

議案第206号 佐渡市公民館条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

村川四郎君。

○17番（村川四郎君） まず聞きたいのは、ここに施設が移って、料金表が載っているのですけれども、今までは無料だったわけですか。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

山本教育次長。

○教育次長（山本充彦君） お答えいたします。

無料ではございません。

○議長（竹内道廣君） 村川四郎君。

○17番（村川四郎君） 金額的には従来どおりということですね、ということは。金額は変わっていないのかということ、ここの中に備考のところに、営利を目的とする場合は4倍となると書いてあるのですけれども、この営利という意味を教えてください。それから、では無料のケースはあるのかと。今まで公民館活動でいうと、少なくとも2年、3年前ぐらいまでいろんな教室とかの使用の場合無料だったところが多いのですけれども、今でも無料のケースは残っているのですか。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

山本教育次長。

○教育次長（山本充彦君） お答えいたします。

1つ目の営利を目的という意味ですが、営業等で販売等を実施する場合というふうに考えておりますし、あと市の事業でやるとか、共催の場合には無料というふうにしております。

○議長（竹内道廣君） 村川四郎君。

○17番（村川四郎君） これは、公民館活動で非常にクレームというか、皆さん方から不満が出ているのは、今まで無料だったものが高齢者の方々が使用するのでもみんな有料になったということで、おまけに補助金が減ったということで、公民館活動が多分この佐渡市の島全体で非常に低下していると思うのです。そういう面からもこれは新穂に限ったことではないのですけれども、全体として無料のケースというか、もっと安く、冷暖房使うと3割アップというのは、これは結構高いのです、計算してみると。だから、その辺も今後検討していただきたいと思います。答弁はいいです。

○議長（竹内道廣君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第206号についての質疑を終結いたします。

議案第207号 佐渡市赤泊中学校生徒冬期宿舍条例及び佐渡市地方青年の家条例を廃止する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第207号についての質疑を終結いたします。

議案第208号 佐渡市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第208号についての質疑を終結いたします。

議案第209号 佐渡市消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第209号についての質疑を終結いたします。

議案第210号 佐渡市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第210号についての質疑を終結いたします。

議案第211号 字の変更について（達者地内）の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第211号についての質疑を終結いたします。

議案第212号 字の変更について（秋津沖地区）の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第212号についての質疑を終結いたします。

議案第213号 字の変更について（畑野中部地区）の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第213号についての質疑を終結いたします。

議案第214号 公の施設に係る指定管理者の指定について（真野第2保育園、西三川デイサービスセンター）の質疑を許します。

中川直美君。

○2番（中川直美君） 3点ばかりお尋ねをいたします。

1つは、これはデイと保育園ということで、佐渡は保育業者がいない中での業者の募集だったわけですが、この公募で今回出されている業者は、保育についての実績及び経験があるのかどうなのか。そして2点目は、これに公募した業者数は一体幾つあって、最終的にこれになったのか。

2点目は、いつから当然引き継ぎは要るかと思うのです、向こうの業者さん入って、保育ですから。それはいつから始めるのか。

3点目は、これは当たり前のことなのですが、保育とかをやる、そういう社会福祉協議会であろうと、大体上部団体に加入をしているのです。全国保育協議会とか、いろんな協議会あります、県にも。最低限そういった県の保育協議会に入っていないことがないと、全くのど素人と思わざるを得ないわけなのですが、その辺どのようになっているのか、お尋ねします。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

佐々木福祉保健部長。

○福祉保健部長（佐々木正雄君） お答えいたします。

保育の実績ですが、これはございません。応募業者は、1社でございます。引き継ぎにつきましては、

1月からを考えております。保育協議会等ですが、今も実績ないものですから、入っていないということ  
でございます。

○議長（竹内道廣君） 中川直美君。

○2番（中川直美君） 今も保育をめぐっては国レベルでもいろいろもめています、1つは実績がなく、  
県の団体にも加入をしていないということ、全くの素人さんで本当にいいのか。しかも1社、いいのか。  
そういう判定については、どういう意味で選ばれたのか。それともう一点は、地元ではこの業者がとるの  
ではないかということが早いうちからうわさをされていた業者に落ちたわけでありましたが、さきの定例会  
でも総務部長がそういった問題があれば問題ではないかということも言っていますが、その辺はどうなの  
か。

もう一点、10月の半ばに公募をして、11月の半ばに公募を締め切る。そして、この議会を通った12月に  
末に正式に決まる。そして、1月から引き継ぎといたら、普通の業者ではできないです、用意をしてい  
なければ。これ常識で考えても少なくとも6月ぐらいに決まって、半年間かけて業者さんが用意をしてか  
ら引き継ぎをするというのが普通だと思うのですが、非常に不思議に思うのですが、その辺はどのように  
判定をされて出してくれているのですか。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

佐々木福祉保健部長。

○福祉保健部長（佐々木正雄君） お答えいたします。

応募につきましては、応募要件がございます。したがって、その要件に合致した業者として受け付けを  
して1社からの応募があったということでございます。

それと応募の期間につきましても、1カ月でございますので、そんなに短いとは思っておりませんし、  
当然その条件に基づいて、引き継ぎの条件等も事前に示してありますので、それに基づいて応募してい  
ただいたので、引き継ぎもしていただけるものと思っております。

○議長（竹内道廣君） 中川直美君。

○2番（中川直美君） 今部長が言ったのは、応募条件も示しておるので、その業者さんは早くからもう応  
募1社しかないだろうと思うから、その条件を整えてきたという今言い方になります。それではまるで出  
来レースではないですか。出来レースなら出来レースと言っていたほうがわかりやすいと思うので  
すが、総務部長も先ほどから答弁をしたがっているようなので、総務部長も含めて、冗談抜きです。これ  
子供という大切なものを預けるのです。物ではないのです。福祉なのです。しかも、実績がないところに  
やるという佐渡市では初めての事例なのです。そういう意味では、きちんとやらないといけないと思うか  
ら聞くのですが、お二方の答弁求めます。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

齋藤総務部長。

○総務部長（齋藤英夫君） お答えいたします。

この選定に当たりますとは、当然あらかじめ示した条件にのっとって、手順にのっとって適正に処理さ  
れているというふうに考えております。

以上です。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

佐々木福祉保健部長。

○福祉保健部長（佐々木正雄君） お答えいたします。

保育の件ですが、これにつきましては、移行に当たりまして地元の愛児会の皆様、ご父兄の皆様とも協議をしております。したがって、その条件をお示しして今回応募していただいたということでございますし、当然こちらの示した要件に合う準備をしていただけるものと思っております。

○議長（竹内道廣君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第214号についての質疑を終結いたします。

議案第215号 財産の無償譲渡について（旧真野体験農場用住宅）の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第215号についての質疑を終結いたします。

議案第216号 財産の無償譲渡について（平泉地域活性化センター）の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第216号についての質疑を終結いたします。

議案第217号 財産の無償譲渡について（泉農村公園）の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第217号についての質疑を終結いたします。

議案第218号 財産の無償譲渡について（総合福祉センターしゃくなげほか）の質疑を許します。

中村良夫君。

○13番（中村良夫君） 議案第218号、71ページです。財産の無償譲渡について（総合福祉センターしゃくなげほか）と、これ72ページ、73を皆さんごらんください。デイサービスセンター「しゃくなげ」今言いました。両津デイサービス「たんぼぼ」、両津のデイサービス「いわゆり」とか、これ読んでいきますと、畑野「やわらぎ」、小木の「つくし」と、それから赤泊デイサービスセンター「やすらぎ」、これ主なところですけども、こういったところを社会福祉法人佐渡市の社会福祉協議会へ今回無償譲渡する議案でありますけれども、いよいよずっと出てきましたけれども、行革、公共施設の見直しが市民の皆さんの前に出てきたなと思います。そこで、具体的にお聞きしますけれども、72ページ、ちょっと見ていただきたいんですけども、下のほうの両津地区の前浜、豊岡にある施設ですけども、ここには豊岡保育園、そして両津のデイサービスセンター「いわゆり」と両津在宅介護支援センター「いわゆり」、そして両津支所岩首連絡所と、同じ施設の中にこれだけのものがあります、このところは。これを無償譲渡すると。

そこでお聞きしたいのですけれども、特に両津支所岩首連絡所については、この地域の大事な拠点であって、市の出先機関だと。この地域の住民の方は、この市の行革でこれなくさないでほしいと、これ切実

な要望がありますけれども、そこでお聞きするのですけれども、今回の議案で財産の無償譲渡で、この両津支所の岩首連絡所の扱いはどうなるのか、お聞きします。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

佐々木福祉保健部長。

○福祉保健部長（佐々木正雄君） お答えいたします。

これは、今までの交渉の経過も踏まえまして、この施設を譲渡して、そこをお借りしてこの出張所を残すと、借りて出張所を行うということでございます。

○議長（竹内道廣君） 中村良夫君。

○13番（中村良夫君） そこで市長にお聞きしますけれども、今佐々木部長がお答えになったように、この両津支所の岩首連絡所はやっていくと。豊岡のような遠隔地、この場所遠隔地なのですけれども、大変な生活しております。何でもあるわけではないのですけれども、市長もご存じのように地域住民は大変心配していると。佐渡市が責任持ってこの両津支所連絡所は廃止しないと断言できるのかどうか。そのような考えはあるのかどうか。高野市長殿お聞きします。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

高野市長。

○市長（高野宏一郎君） 廃止の予定はございません。

○議長（竹内道廣君） 祝優雄君。

○26番（祝 優雄君） これは、今条例の何か説明があるのかなと思って見ていたら、説明は余りないのです。それで、一つ心配なのは、例えば福祉協議会に施設を全部名義がえをしました。そうしたときに、この後大規模改修なんかが出てきたときに、市はどういうかわりを持つのか、全くかわりを持たないのか。

それともう一つは、これを今やる中で、文書になった内容、契約事項というのがあるのではないですか。もしそれがあるとしたら、それをやっぱり出してもらわないと、ちょっと私ども内容がわからないのです。ただ、これを譲渡しますよと、無償でやりますよというだけで、恐らくそれをやりとりする中では、個々の取り決めがあるのではないかと思うのです。それをもしあるなら出してもらいたいし、今出せないのであれば、委員会のときまででいいですけれども、そういうものがないと、ちょっとわかりづらいのです。いろいろ条件の悪いところあります。例えばしゃくなげなんかは、非常に地盤が悪いです。もはや周辺は地盤ががたがたしています。だから、そういうものがあって、ではそれを直すときに彼らが直せるかといったら、そんなことできません。土地も名義は全部かわってしまうけれども、ではそれが福祉協議会ができますかといったらできません。では、そういうものをどうするのかとか、たんぼぼのところについても、ですから全部の施設にそれぞれ同じようなことを抱えているのだらうと思うのです。そういうものはどうなっているのか、ちょっと聞かせてください。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

佐々木福祉保健部長。

○福祉保健部長（佐々木正雄君） お答えいたします。

一応契約を結んで譲渡するという形になります。ただ、今ちょっと本日手元にございませんで、委員会

までにお示ししたいと思っております。

あと今回の補正予算の中もそうですが、前回の補正予算の中でも、これにかかわる修繕等について幾つか計上させていただいております。譲渡後は原則として相手方で大規模修繕等があった場合は、相手方で譲渡先でお願いするという形で今考えております。

○議長（竹内道廣君） 祝優雄君。

○26番（祝 優雄君） 今後こういうやりとりがもっと出てくるのでしょうかから、そのときにはもう事前協議の内容をやっぱり添付して、そして出していただかないと、我々非常にわかりにくいので、そういうふうにひとつお願いいたします。

○議長（竹内道廣君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第218号についての質疑を終結いたします。

議案第219号 財産の無償譲渡について（真野老人福祉センター寿楽荘）の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第219号についての質疑を終結いたします。

議案第220号 財産の無償譲渡について（羽茂陶芸センター）の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第220号についての質疑を終結いたします。

議案第221号 財産の無償譲渡について（旧中島邸）の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第221号についての質疑を終結いたします。

議案第222号 平成21年度佐渡市一般会計補正予算（第6号）についての質疑に入ります。

まずは、歳入についての質疑を許します。

廣瀬擁君。

○7番（廣瀬 擁君） 確認だけさせてください。11ページ、これの国庫補助金の教育費国庫補助金、これで安心・安全な学校づくり交付金減7,755万、その下の中学校のほうの安心・安全な学校づくり交付金減5,510万、それからその後の13ページの市債、教育債の小学校整備事業減860万、中学校整備事業減570万、これは民主党の政権交代によって学校の太陽光発電の事業が減額されたことによって、これが減ったのかどうか聞かせてください。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

山本教育次長。

○教育次長（山本充彦君） お答えいたします。

政権交代によって事業が減額になったかということですが、そうではありません。当初屋上の防水工事

も補助対象になるというふうに聞いていたのですが、全国からの要望が多くて文科省の予算がないということで、補助対象については太陽光だけということであったので、当初予定していた件数より少なくしたということでございます。

○議長（竹内道廣君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

次に、歳出についての質疑を許します。

廣瀬擁君。

○7番（廣瀬 擁君） 17ページの民生費、そのうちの児童福祉費の保育所費であります。ここに保育所運営費5,148万9,000円の中に臨時職員賃金増で4,958万9,000円、これが計上されております。これは、なぜ今ここにこのように上がったのか。何人分ぐらいあるのか。それをひとつ聞かせていただきたい。

もう一つ、23ページの農林水産業費の林道維持費、これは安全・安心まちづくり事業の経済対策ですが、3,600万円林道維持補修工事増であります。これは場所はどこなのかということ。

それから、25ページの商工費、その中で観光費の中のものだと思うのですが、佐渡観光推進戦略事業の中に携帯CGMシステム等構築業務委託料4,300万ありますが、これ多分トンネル事業だと思うのですが、この事業の詳しい説明をひとつお願いしたいと思います。

まだありますが、あと小学校費の中で先ほどありました31ページ、それと同じく中学校費であります。当初計画をしたのは防水工事も含めた形ということで、その分が減額されておりますが、新たに予算が小学校のほうでは3,000万円、中学校の場合ではまた同じく上がっておりますが、それはどこの場所が対象なのか、それを聞かせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

新井社会福祉課長。

○社会福祉課長（新井一仁君） お答えいたします。

17ページの保育所運営費の4,958万9,000円臨時職員賃金増の件でございますけれども、当初見込んでおりました臨時の保育士さん等が201名ございました。その後保育園児の増加等に伴いまして、現在244名の臨時の保育士さん等を雇用しておるところでございます。それに対応する増額ということでございます。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

金子産業観光部長。

○産業観光部長（金子晴夫君） お答えいたします。

林道維持費の件でございます。安全・安心まちづくり事業ということで、経済対策で3,600万ほど計上させていただいております。総計29件ございまして、舗装が18件、舗装、それから補修が6件、土砂の撤去が1件、道路補修4件となっております。箇所的には両津で7件、相川で12件、金井で3件、新穂で2件、畑野で2件、真野、赤泊、羽茂各1件となっております。

CGMにつきましては、副部長のほうからご説明申し上げます。

○議長（竹内道廣君） 補足答弁を許します。

計良観光課長。

○観光課長（計良範龍君） お答えいたします。

C G Mシステムの事業でございますが、これは携帯によって情報を受信、発信できるシステムの構築でございます。まず、観光協会のホームページを取り込みまして、それが携帯によってだれでも見えると、佐渡の観光情報がだれでも見れると。また、逆に佐渡に来た観光客が例えば大野亀のカンゾウがきれいだったとって写真を撮って、そのメールをこちらに送っていただければ、即時それが全国に発信できるというような双方向の携帯電話を使って、携帯のメールを使ってリアルタイムな情報を発信、受信、これはお客様からの投稿ができますので、例えばこんな魚が釣れたぞみたいな情報も発信できますし、リアルタイムが情報が発信できるというシステムでございます。この事業につきましては、総務省の10割補助でございます。

以上です。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

山本教育次長。

○教育次長（山本充彦君） お答えいたします。

太陽光発電の設置ですが、1校舎当たり20キロワットぐらいを想定しております。それで、1つの工事で大体3,200万余りかかります。小学校2校、中学校1校を想定しており、設置予定校については、加茂小学校、赤泊小学校、それと小木の中学校を予定しております。これについては、どういうふうを選定したかちょっとやっぱり屋上の形状等を考えて設置可能な校舎を選んだということでご理解願いたいと思います。

○議長（竹内道廣君） 廣瀬擁君。

○7番（廣瀬 擁君） 17ページの保育所の臨時職員増であります。入園児童がふえたということは、好ましい状態だろうと私は推測しますが、201人の臨時職員が244人になった。これは、どうしてもそうしなければならぬ理由があるかと思うのですが、主なやっぱり事由というか、なぜこれだけの人間が要るのかということについてご説明をお願いします。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

佐々木福祉保健部長。

○福祉保健部長（佐々木正雄君） お答えいたします。

園児は、実際105人ほどふえております。それで、追加でふえた園児の内容を見てみますと、ゼロ歳、1歳、2歳児がふえてくるという形になりまして、ゼロ歳ですと、3人に1人の保育士が要りますし、1、2歳児ですと、6人に1人というようなことで、ちょっと正直効率が悪いという点もございまして、そういう要因でふえたということでございます。ちなみに11ページの保育料は180万ほど増額をさせていただいておりますが、それに見合う数字ではございませんけれども、そういうものが大きな要因だということでございます。

○議長（竹内道廣君） 廣瀬擁君。

○7番（廣瀬 擁君） 所管でありますから、余りやりたくはないのですが、やっぱり一番これから人件費がメスを入れなければいけない部分、その中でやはりゼロ歳児から1歳児、一番手の要る子供を受け入れ

なければならぬ社会情勢、それにやっぱりメスを入れるべきのような気がする。そういうことから考えれば、効率的に考えれば手の要らなくなった、もっと高齢、高齢というのはありませんが、3歳以上の子供、むしろ乳幼児については、もっと母親が手を入れて教育をしなければならぬという社会環境をつくらなければならぬような気がするものですから、これを申し上げているのですが、その辺のところのこれからの見通しとか、そういうものを考えて、当然ゼロ歳児を受け入れるキャパをつくったのだらうと思うのですが、その辺のところはどうなのですか、それを聞かせてください。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

佐々木福祉保健部長。

○福祉保健部長（佐々木正雄君） お答えいたします。

確かにゼロ、1歳児につきましては、なるべく母親のもとでというのは、それはやはり子供としてはそのほうが幸せなのかなという感じもいたします。それについては、確かにそうだと思いますが、やはり今の情勢もかなり厳しいということもございまして、ご夫婦で勤めに出なければならぬとかという意味合いでは、非常に1、2歳児、ゼロ歳児あたりも要望が今ふえております。そういう意味では、その受け入れのほうも並行してしっかりしていかなければならぬというふうに感じておりますし、もう少し効率的に保育園の適正規模当たりの検討もこれから進めていきたいと思っております。

○議長（竹内道廣君） 猪股文彦君。

○20番（猪股文彦君） ちょっと今のよくわからないので、もう一度聞くかもわかりませんが、歳出の15ページのところにこういう項目のつけ方というのは、余り見たことがないので、秘書用務経費というところで、こういう項目を載せなければあれをつけられないのですか。ここのところの説明を、これは記念品増というのは、先ほどちょっと質疑で言いました名誉市民のことに関連するのではないかと思うのですが、ちょっとそこのところを教えてくださいたいのと、今議論になりました民生費のほうの17ページの201人の臨時の保育士さんが244人になったと。これは、ちょっとうがった見方をすると、あなた方怠慢で、保育所の統合をやれぬかった分がここに出ているのではないかというふうに思うのですが、予定どおり保育所の統合をやって、保育士さんが異動してもこの分が足りなかったかどうか。その辺のことを教えてくださいたいと思います。

それと、山本次長から説明があった教育費なのですけれども、いかに防水が少なくとも1億何千万というの2つが小中学校が減るといのがどうも理解ができない。ただ、防水がなくなったのでそれだけになりますという説明だけでは納得いかないような気がするのですが、もうちょっと早口で言わぬで、言葉で丁寧に箇所もどういう工事がどういふふうになったのだ。箇所は全然減っていませんよ。しかし、工事がこういふふうになりましたよということを説明しないと、こんなに大きな金額が箇所数が同じなのに簡単に減るといのはどうも理解しかねるのですが、もう一度説明願います。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

齋藤総務部長。

○総務部長（齋藤英夫君） お答えいたします。

15ページの秘書用務経費でございますが、これにつきましてはお尋ねの名誉市民に係る経費であります。表彰記念品といたしまして、市民章、証書等でありまして、あと消耗品費については花束類等であります。

印刷製本費についてはパンフレットみたいなものを想定をして計上をさせていただきました。

以上です。

○20番（猪股文彦君） 秘書用務経費というところの文言はこういうにして、もうちょっと項目……

○総務部長（齋藤英夫君） 失礼いたしました。計上してある項目は、秘書用務経費というふうになってございますが、これはもう少し配慮すればよかったのかなというふうに思います。従前報賞の経費についてもここで計上していた関係で、あわせてやったということで、これについてはまだ工夫の余地があるかと思えます。

以上です。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

佐々木福祉保健部長。

○福祉保健部長（佐々木正雄君） お答えいたします。

17ページの保育所の運営費臨時賃金なのですが、当然この当初のときには合併とかについては動いていないわけですので、やっぱり一番の要因は入所者がふえたということでございます。確かに合併等について進んでいけば、こういう経費もだんだん少なくなることは間違いございません。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

山本教育次長。

○教育次長（山本充彦君） 当初太陽光については、太陽光パネルと防水工事についての補助対象にします、起債対象にしますということでありましたが、それで小学校4校、中学校3校をお願いしました。ところが、条件が非常によいものだから、各自治体からの要望が多くて、文科省の予算をオーバーしたというようなことで、この補助基準を1キロワット当たり120万で打ち切りました。実際に今回やる工事についても、1校当たり3,200万かかるのですが、補助対象が2,340万で打ち切られております。それを超えた分は一般財源で持たなければならない。それも2,340万のうち半分が補助、あとの半分の9割が起債が借りられるということで、非常に小学校4校、中学校3校やると一般財源が物すごくかかるというようなことで、小学校2校、中学校1校にしたということでご理解願いたいと思います。

○議長（竹内道廣君） 小杉邦男君。

○9番（小杉邦男君） 何点かお聞きをいたします。

まず、19ページであります。子育て家庭応援特別手当支給事業であります。これは前政権が提案をされて、没になったものであります。改めて佐渡市が従来の方針に基づいてこの支援策をとろうと、こういうことではあります。これは差し引きしますと、私どもの理解が悪いのかわかりませんが、差し引き合うのではないかと思います。さらに1,500万ですか、その補正が必要になるのは、どのような中身によつてのことであるか、その対比をちょっと教えていただきたい。

それから23、関連して24でもありますが、1つ水産業の海上輸送費の支援事業であります。経済対策としてなされるものであります。これが1,000万と、それから製造業、同様の趣旨であろうと思いますが、海上輸送費支援事業、これも同様経済対策として400万円上がっておるものであります。これはどのような条件に基づいてこの助成がされるものなのか。そういう中身についてお聞かせを願いたいと思います。

それから、あと一点であります、27ページであります。道路橋梁の関係になりましょうか、街灯の関係です。街灯の維持費の関係であります。改めてこの補正で2,000万円という額が上がっているところがあります。これは、何カ所補修が必要だと見込んでいるのか。そして、さらにはその前に既決の予算として3,780万あるわけですが、この予算では不足するわけですが、トータルしてどのくらいの箇所数を年間で補修が必要となったのか。そのあたりを聞かせてください。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

新井社会福祉課長。

○社会福祉課長（新井一仁君） お答え申し上げます。

子育て家庭応援特別手当の関係でございますけれども、今ほど議員おっしゃられましたとおり、国が執行停止された分、3歳から5歳と予定しておりました分といたしまして4,680万円、それに加えまして、当初5月臨時経済対策で予定しておりましたのは、そのゼロ歳児につきましては、基準日を4月1日というふうに考えておまして、今年度生まれてくる子供たちの分をちょっとそこでは盛っておりませんでした。そこで、今回このまた12月の提案ということとなりましたので、改めてこの平成21年度中に生まれる子供たちの分も加える形で1,500万ほど追加というふうなことで計上させていただいたところでございます。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

金子産業観光部長。

○産業観光部長（金子晴夫君） お答えいたします。

23ページの海上輸送費、それから24ページの海上輸送費ともに関連がございます。計上の場所が違うだけでございますが、まず23ページの1,000万でございます。これは、現在佐渡に上がる水産物、市場に上がりますと、そのおおむね7割が島外に出荷をされてございます。その移送の方法に2通りございまして、漁業者が直接といいますか、漁協さん等々が直接とろ箱を車に積んで島外に出す場合と、それから1回市場にかけまして、仲買さんがそれを押さえて島外に出す場合と、そういう両方ございます。23ページの場合ですと、利用者が直接のバージョンで、その輸送費等々を調べますと、総額で約2,000万でございます。それについて2分の1助成ということで1,000万を計上させていただいておりますし、残りの仲買さんの部分でございます。これも聞き取り調査をいたしますと、その輸送費込み込みで4,000万ぐらいあるのだと、そういうふうなことでございまして、これにつきましては、その様態等々からその1割を助成申し上げようということで、400万円を計上させていただいたと、そういうことでございます。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

田畑建設部長。

○建設部長（田畑孝雄君） お答えします。

27ページの街灯管理費の中の修繕費1,000万の増でありますけれども、これには一部地域では裸電球というのがあるので、裸電球を50カ所ぐらいのやつをかえたいということと、あとまだ今後の修繕費がかかるということで、2,000万を要求しました。全体で前の予算が3,780万ぐらいあるというのは、それは電気料を含めたものでありまして、今までの予定ですと年間1年間で修繕費と電気料を含めまして、約5,800万ぐらいということになります。

○議長（竹内道廣君） 小杉邦男君。

○9番（小杉邦男君） あと1点、聞きたいのですが、27ページの高額であります、経済対策として安全・安心まちづくり事業として2億5,000万、これは相当数あるのだと思いますが、幾つか例を挙げ、具体的にこういう事業として何件あるみたいなことがわかればちょっと聞かせてもらいたい。

それから、今ほどの街灯の管理費の関係であります、今電気料も含めてということで、電気料がどのぐらいなのかちょっと承知しておりませんが、この街灯の補修の関係がこれは先の話でありますけれども、既に具体的に集落へ説明に入ったりといいますが、それもされているようにも聞きますが、来年の1月関連して議員も質問する方もおられるので、1月ごろからおまえたちで持てやと、こういう話に切りかえるということがありますが、そのあたりは今言ったような修理金額がそっくりそっちへいくと、こういうふうに先の話で、一応聞かせてもらいたいと思います。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

田畑建設部長。

○建設部長（田畑孝雄君） お答えします。

27ページの安全・安心まちづくり事業の2億5,000万でございますけれども、これにつきましては、場所等はまだ決まっていませんけれども、基本的には集落からの要望でありまして、市道とか、消火栓の小規模な工事、前回もやりました1件当たり100万円を想定しております。

それから、先ほども言いましたけれども、街灯の管理修繕費等でありますけれども、昨年の結果を見ますと、年間で電気料と修繕費を含めて約5,000万ちょっとで終わるということで、これを載せてあります。

以上です。

○議長（竹内道廣君） 小杉邦男君。

○9番（小杉邦男君） これは、今の答弁のような格好の金額というのは、電気料も含めてその地域、翻っては個人が金を出して支払いをしなければいかぬと、こういうことに将来なるのですか。そうではない、修理費だけ。それは幾らになります。先ほど答弁ありましたから、金額は幾らと。これは、お願いするのですが、こういうことに結果してなるのだと思いますが、もう一遍最後にちょっと聞いておきます。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

田畑建設部長。

○建設部長（田畑孝雄君） お答えします。

電気料につきましては、地元をお願いするということは今のところ、現在のところは考えていません。修繕費のみということで考えています。

○議長（竹内道廣君） 中川隆一君。

○11番（中川隆一君） それでは、済みません、2点ばかり。

17ページの中の老人福祉費の中の老人福祉施設管理運営事業の中の自動車購入費の1,374万9,000円、これの台数とどこの施設なのかというのを教えていただきたいのが1点。

31ページ、小学校費の学校管理費の中の一番上、小学校管理費の中の設計業務委託料の900万のこれのどこの学校かというのを教えていただきたい。

以上です。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

佐々木福祉保健部長。

○福祉保健部長（佐々木正雄君） お答えいたします。

17ページの自動車購入費です。これは、先ほど提案させていただきましたいわゆり、しゃくなげ、つくしの施設譲渡に係る送迎車の購入でございます。3台です。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

山本教育次長。

○教育次長（山本充彦君） お答えいたします。

かねてより統合を計画して地区に入って統合の説明会に参っております。それで、畑野地区の小学校、畑野小学校と後山小学校、小倉小学校の統合が合意したということで、設計業務委託料を盛らせていただくということですので、よろしく願いいたします。

○議長（竹内道廣君） 中川隆一君。

○11番（中川隆一君） 17ページのほうで、車3台分ということなのですが、3台わざわざこのたび購入しなくてはならなくなったのか。この施設は、当然今度民間に譲渡するわけなのですが、ほとんど黒字の施設です。それで、現在使っている車というのが全く使えないのか、これ施設がこの後民間譲渡するに当たり、どこか悪くて営業に支障が出るというのであればわかるのですが、車は現在使っているのが3台かえなくてはならないほどどこか傷んでいるのか、そのところをちょっと聞かせてください。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

佐藤高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（佐藤一郎君） 議員のご質問にお答えしたいと思います。

今の車の件でございますが、今使っております送迎車については、耐用年数等の関係で大分老朽化をしております。私どもも中身のほう現場を確認をさせていただきましたが、入所者あるいはデイ等で使う関係で、車いす等を乗せるシステムがございます。そのあたりの動作が非常に危なくなったり、エンジン等のトラブルが出たりというようなことで、どうしても更新をしなければならないということが考えられるものにつきまして、今回更新ということで予算を要求させていただきました。

以上です。

○議長（竹内道廣君） 中川隆一君。

○11番（中川隆一君） 耐用年数等のあれが出ましたけれども、実際では何年使用して、走行距離というのはどのぐらいなのでしょう。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

佐藤高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（佐藤一郎君） お答えしたいと思います。

車につきましては、いずれも10年以上経過しております、走行距離も15万キロ程度走っているものもございます。

以上でございます。

○議長（竹内道廣君） 祝優雄君。

○26番（祝 優雄君） ちょうど27ページのまちづくり工事増の2億5,000万、これについてちょっと議案

質疑とはなじまないのですけれども、こういう形で今大きな補正がついて、現場は対応がこれできるのですか。今予算編成などもあって、それぞれ現場を見に行ったりというようなことが恐らくあるのですが、これがまず対応できるのかどうか。議案質疑とはなじまないのですけれども、ちょっとお答えいただきたいと思います。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

田畑建設部長。

○建設部長（田畑孝雄君） お答えします。

確かに2億5,000万という多額の金額ですけれども、私たち考えておるのは、今後集落から要望が毎年出てきます小規模工事につきまして、さっき言いましたように1件約100万ぐらいのやつを250件ぐらい予定していますが、そのうち業者の端境期等を考えて、年度末までに約3割、7,500万を発注して、残りの約70%、1億7,500万程度を4月、5月に発注したいというふうな計画であります。

以上です。

○議長（竹内道廣君） 祝優雄君。

○26番（祝 優雄君） これなぜこういう聞き方をしたかといいますと、今話題になっておるのは、どうも次に経済対策の補正が出てきそうだと。それも地方分に3兆円ぐらいの枠がどうもありそうだといいまして、またそれがのっかってくるのです。そうすると、工事はいいのですが、この対応をではどうできるのかという体制を整えませんか、また非常に混乱が起きてくるのだらうと思うのです。そこで、市長と副市長にお願いしておきたいのは、そのところの対応方、人員配置、このことはやはり対応をきちっとしておきませんか、なかなかうまく回っていきません。予算はあるけれども、ちっとも執行できなかったというようなことになってきますので、また4月送りをするけれども、また次ののが出てくると、またそれを送らなければならぬ。そうすると、新年度予算がまた重なってくる。こういうことで、逆に非常に大きな混乱を起こしますので、その対応を怠りなくやってください。人員配置をきちっとしていただきたいと思います。これはお願いです。

以上です。

○議長（竹内道廣君） 松本正勝君。

○1番（松本正勝君） 31ページ、学校関係で2点ばかりお尋ねいたしたいと思います。

中学校管理費の建設候補地選定業務委託料、これ具体的にどこの学校であるか。もう一点、その上へいきまして、小学校施設整備事業の施設改修工事増150万円ですか、これはどこの学校のどういう施設なのでございましょうか。2点お聞きいたします。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

山本教育次長。

○教育次長（山本充彦君） お答えいたします。

1点目の中学校管理費の建設候補地選定業務委託料ですが、南部地区の中学校の建設について、羽茂地区の大橋地区に埋立地があるのですが、そこが建設地として適切かどうかの調査をしたいというものでございます。

あと小学校の施設改修工事増ですが、これについては学校統合に伴う小村小学校と西三川小学校から真

野へ来るバス停留所の設置工事でございます。

○議長（竹内道廣君） 中川直美君。

○2番（中川直美君） 今回の補正全体が7億余りということなのですが、この中で今新聞、テレビ、マスコミで雇用の問題や経済の問題が非常に深刻になっているわけで、先ほどから何か話が出ているように、経済対策の部分では一体どの程度使っているのか、5億ぐらいだろうと思うのですが、お尋ねをしたいと思うのが1点。

もう一点は、先ほどから問題になった建設の安心・安全まちづくり事業2億5,000万、春先の計画でたしか3億と。合わせて大体5億になるのだろうと思うのですが、ここに全体が緊急経済の対策として5億入れるという認識でいいのか。

もう一つは、今政府も言っているように、緊急雇用ということで、雇用に前倒ししてもやれと。きのうの泉田知事の施政方針でもそういったことを言っていました。きょうの高野市長は、雇用のこの字もなかったですが、その辺具体的にはどのようになっているのか、お尋ねします。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

本間財政課長。

○財政課長（本間進治君） お答えいたします。

今回、前回合わせてでございますが、経済対策の規模でございますが、補正1号で24億7,500万ばかり補正をさせていただきました。それから補正の5号で6,238万ばかりの補正をさせていただいておりますし、今回4億8,210万ばかりの臨時交付金に対します補正をさせていただいております。

以上です。

○議長（竹内道廣君） 中川直美君。

○2番（中川直美君） 質問の仕方が悪かったようなのですが、例えば歳入では緊急雇用の創出事業で45万円皆さん方から基金から金持ってきています、45万円。先ほどの話だと2億5,000万円建設、まだ決まっていないが2億5,000万使う。一方では、佐渡の経済状態や雇用状態がやっぱり私深刻だと思うのです。そういう意味も含めて、今の新しい政府になっても前倒ししてでも金使ってやれよということで、今回出ないと、今年度終わるのです、つまり3月定例会まで。なぜ前倒ししてやれと国がいつているかというのは、この12月で予算組みしなさいよということなのではないでしょうか。そういう意味でいうと、そういった関連の予算が私見当たらない、どちらかというと、箱物、修繕関係のもの、本来やるべきものを緊急経済対策の金でやっているということになりはしませんか。どうですか。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

金子産業観光部長。

○産業観光部長（金子晴夫君） お答えをいたします。

ただいま議員ご指摘のように45万円ほど今回雇用のほうで補正をさせていただいております。これは、緊急雇用創出事業の臨時特例交付金を用いたものでございますが、人為的には1人なのですけれども、今までずっと毎回毎回補正をさせていただきながら雇用の創出維持に頑張っておると、そういうところでございます。

○議長（竹内道廣君） 中川直美君。

○2番（中川直美君） 財政課長に聞くことになるのかな、つまり今回の緊急経済対策の金で使い切れないほどかなり来たのを今回私消化しているというふうに見えるのです。本来経常的な経費で補わなければならないものを緊急経済のものでやっているのではないか、その辺いかがですか。どうしても今の時勢柄にあっては雇用や経済の部分、もうちょっとやる必要があったのではないか、先ほど言った。それとも一つは、前倒しというのは今回やらないと、今年度終わってしまうのです。そういう認識はないですか。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

本間財政課長。

○財政課長（本間進治君） お答えいたします。

ただいままでに国のほうから経済対策の交付金については17億5,900万、それで先ほど言いました3回の補正で30億の予算規模を盛っております。事業費規模でございます。そして、まずこの追加経済対策につきましては、まず今までの事業をそのまま使ったのではないかとということでございますけれども、実は第1号補正のときに申しあげましたように、庁内のワーキンググループと申しますか、若者を中心とした職員でどういったものが佐渡市の経済を救うことになるか、それを協議した上で、それをあらわしたものが佐渡市の経済対策として打ち出させていただいたものでございまして、決して前倒しばかりではございませんので、ご了解をお願いいたします。

○議長（竹内道廣君） 金光英晴君。

○19番（金光英晴君） 25ページの地産地消推進設備整備補助金増になっていますけれども、これはどういったものがどれだけふえたのかということで教えてください。

それと33ページ、佐渡マラソン大会負担金、この件につきましては、26日の全協の折議会からもコース等々意見が出たようですし、また夜の実行委員会でも委員の中から計画が甘いのではないかとというような意見が出たように聞いております。それで、結果的にはそこでまとまらなかったと聞いておるのですが、そこでお尋ねするのですが、開催日が来年4月の11日ということであれば、もう公募をかけなければならないと思うのですが、当初公募は何日ぐらいに予定しておって、今公募かけてあるのかどうかわかりませんが、もしかけていないとすれば、いつごろかける予定にしておるのか、お尋ねいたします。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

金子産業観光部長。

○産業観光部長（金子晴夫君） お答えいたします。

25ページの地産地消推進設備補助金の増でございます。これは、9月のときにも補正をいただきました米粉の製造設備と申しますか、機械と申しますか、その整備に要するお金でございます。9月のときで粉にする機械は現にあるのですけれども、それを今の方式を少し変更しまして、パン等を製造するのに最適な粉ができるように少し改良する部分をいただいたのですが、今回はそれにさらに改良を加えまして、パッケージまでそろえて、商品として売り出していけるような体制をとりたいということで、これだけの追加をお願いしたいと、そういうことでございます。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

山本教育次長。

○教育次長（山本充彦君） お答えいたします。

佐渡マラソン大会ですが、来年の4月11日開催に向けてコース等調整しているところでございます。募集については、当初12月1日を予定しておりましたが、そのコースが決まらないということで、近々決めて募集をかけたいというふうを考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（竹内道廣君） 金光英晴君。

○19番（金光英晴君） 今の部分ですが、コースもまだしっかりしてみたいな言い方なのですが、その近々という部分がこれ早くしないと本当に間に合わないわけです。今議会終了前にはするのでしょうか。そこだけ確認させていただきたいのですが。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

山本教育次長。

○教育次長（山本充彦君） お答えいたします。

そのようにしたいと思っておりますので、議員の協力のほうよろしくお願いいたします。

○議長（竹内道廣君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

以上で議案第222号についての質疑を終結いたします。

議案第223号 平成21年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第223号についての質疑を終結いたします。

議案第224号 平成21年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第4号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第224号についての質疑を終結いたします。

議案第225号 平成21年度佐渡市下水道特別会計補正予算（第4号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第225号についての質疑を終結いたします。

議案第226号 平成21年度佐渡市すこやか両津特別会計補正予算（第4号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第226号についての質疑を終結いたします。

議案第227号 平成21年度佐渡市病院事業会計補正予算（第4号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第227号についての質疑を終結いたします。

ただいま議題となったおります議案第188号から議案第227号までは、お手元に配付してあります委員会

付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会付託をいたします。

---

日程第6 請願第8号から請願第10号

○議長（竹内道廣君） 日程第6、請願、陳情の委員会付託を行います。

本定例会における請願第8号から請願第10号については、お手元に配付の請願・陳情文書表のとおりそれぞれの所管の常任委員会に付託をいたします。

---

○議長（竹内道廣君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次の会議は、来週7日月曜日午前10時から一般質問を行います。

本日はこれにて散会をいたします。

午後 3時10分 散会